

令和4年第3回東大和市議会定例会会議録第16号

令和4年9月6日（火曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	根岸聡彦君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君

出席説明員（36名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	総務部参事	伊野宮崇君
市民環境部長	田村美砂君	子ども未来部長	松本幹男君
地域福祉部長	吉沢寿子君	健康いきいき部長	川口荘一君
まちづくり部長	田辺康弘君	教育部長	小俣学君
教育部参事	小野隆一君	企画政策課長	荒井亮二君
総合戦略推進担当課長	田代雄己君	行政改革推進担当課長	川田貴之君
財政課長	鈴木俊也君	総務管財課長	宮田智雄君
契約検査課長	長瀬正人君	課税課長	星野宏徳君

産業振興課長 佐伯芳幸君
環境対策課長 梶川義夫君
保険年金課長 岩野秀夫君
都市づくり課長 稲毛秀憲君
土木公園課長 寺島由紀夫君
下水道課長 廣瀬裕君
指導担当課長 菅野恭子君
中央公民館長 伊藤智君

地域振興課長 石川正憲君
介護保険課長 里見拓美君
新型コロナウイルス感染症
対策担当課長 中山仁君
まちづくり推進
担当課長 梅山直人君
建築課長 中橋健君
教育総務課長 斎藤謙二郎君
生涯学習課長 高田匡章君
選挙管理委員会
事務局 井上昌弘君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○副議長（佐竹康彦君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○副議長（佐竹康彦君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 尾崎利一君

○副議長（佐竹康彦君） 昨日に引き続き、6番、尾崎利一議員の一般質問を行います。

○6番（尾崎利一君） おはようございます。それでは、昨日に引き続き、再質問、行います。

1番のコロナ対策のところです。

資料を頂きました。自宅療養者等への食料品等の配送ですけれども、7月で1,959、8月は21日までで1,655ということで、これだけでも大変なことだと思いますし、ワクチン接種等の推進という課題もあるということで、これ補正予算でも、それから他の議員の一般質問でもありましたけれども、ぜひこれ、体制の拡充を最初に求めておきたいと思います。

次に、命や健康に大きな影響を与える感染症であるという認識を市長は示されました。適切な措置が取られれば助かる命が多数奪われているという現状が問題だと私は思います。

今年2月以来、8月末までに17人の10歳未満のコロナ死がありました。8月26日には都内で10歳未満児がコロナ感染により死亡、基礎疾患なく軽症で、自宅療養中に急変し、救急搬送された病院で亡くなったと報じられています。第6波に比べても感染者が爆発的に増加し、重症者は相対的に低い水準なのに死亡者が過去最多を更新するという事態になっています。

これは赤旗に出た記事ですけれども、7月25日に台東区でコロナに感染した88歳の男性が、搬送先の病院が見つからないまま救急車の中で5時間を過ごし、そのまま亡くなりました。その場で応急処置に当たった看護師長は、薬剤を投与しようとしたけれども脱水状態が激しくてできなかった、解熱剤の座薬を入れるのがやっとだった、早く病院に搬送できれば、太い血管、中心静脈から点滴ルートを取って投薬治療ができた、酸素も高流量の投与が可能だった、明らかに結果は違っていたというふうに話しているそうです。

5日以内に投薬を受けていれば重症化せずに済んだのに、確定診断が受けられずに重大な事態に立ち至る事例についても多数報道されています。救える命が救えない、大変深刻な医療崩壊です。

市内でも感染者が急増しました。保育園、学校、高齢者施設等でもクラスターが発生しています。市内のコロナ感染死亡については、その人数も把握できない状況ですけれども、救える命が救えない現状についての認識を改めて伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 多摩立川保健所からの報告におきましては、感染された方の人数につきましては減少傾向にあるものの、日々多くの方がいまだに感染する状況が続いております。

このことから、職場や学校、店舗等、人の集まる屋内ではエアコンの使用中でも換気を励行し、密閉、密集、密接の3密の回避、また人と人との距離の確保、不織布マスクを場面に応じて適切に着用するなど、手洗いなどの基本的な感染防止対策を徹底していただくような形での周知徹底をさせていただくこと、またワクチン接種を継続した形で実施していくことにより新規陽性者をできる限り抑制し、医療の逼迫状況を緩和させ、真に医療が必要な方へ医療を提供させていく必要があると認識してございます。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 私も、いや感染するんじゃないかっていうようなことが一度ありまして、マスクをきっちりしていたということが非常に大事だったっていうのを感じています。

7月22日に日本共産党は市長に申入れを行いました。国の責任が重大だと考えていますけれども、市としてもできる限りの対策を講じてほしいということです。

ワクチン接種の推進とともに、PCR等検査の抜本拡充、発熱外来等医療体制の拡充、自宅療養者へのケアの拡充などが求められていると思いますが、いかがでしょうか。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長(中山 仁君) 初めに、陽性者への対応を行う東京都におきましては、無症状の検査希望者はPCR等検査無料化事業を利用するなど、検査目的の医療機関への受診を控える普及啓発を行っております。市におきましては、市公式ホームページ等を使いまして周知に努めております。

市では、自宅療養となられた方のうち希望する方に対し、療養期間中の生活に必要な食品や物品を速やかに配達させていただき、自宅療養の方への支援を継続的な形で実施を行っております。

また、療養生活における相談のうち、医療的判断が必要とならない内容につきましては随時対応するなど、相談への支援体制は構築させていただいております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) こうした食料品等の発送に当たって連絡を取って、その中で声も聞いているということは以前にも伺いました。

それで、6月にお子さんが発熱したという方から、発熱患者専門のPCR検査場を設けてほしいという要望が寄せられました。私も立川の無料PCR検査行きましたけど、濃厚接触者でもないし、発熱もしていないという人はそこで受けられるんですが、いざ発熱すると受けられないということなんですね。かかりつけ医に電話をしたらつながらない、直接行ったら当日は電話予約でいっぱい、都の発熱センターも電話がつかないもので諦めざるを得なかったと。

この方、様子見てるうちに熱が下がって、コロナだったのかどうなのかも分からないままだということですが、発熱したらコロナ感染かどうかははっきりさせないと次に進めないのに、その入り口で前に進めなくなってしまう。

PCR検査の抜本拡充が必要だと考えますけれども、認識を伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長(中山 仁君) 新型コロナウイルス感染症対策におきましては、国が基本的な対処方針を定め、次に都道府県が発症に係る医療提供、また健康観察や検査の体制を構築するなどの対策を行います。

市におきましては、予防に係るワクチン接種などの対策を実施することが法令上の役割となっております。

東京都は、お子様を含め、発熱やせき、咽頭痛等の症状がある方など、体調に異変を感じる場合には、まず外出、人との接触、登園・登校、出勤を控え、症状が軽い場合は余裕を持ってかかりつけ医、また発熱相談センターまたは診療・検査医療機関に電話相談することとしております。

また、診療・検査医療機関に検査受診の相談の集中緩和をするために、今現状東京都におきましては、抗原定性検査キットの無料配付事業、こちらのほうを開始させていただいております、検査に係る対策については現状拡充をさせていただいている状況となっております。

市では、これらの検査に係る東京都の事業拡充などにつきまして、市公式ホームページにおいて掲載内容を

迅速に適正な内容とするなど、市民の皆様へ適切に情報を提供し、また見やすいホームページとするなどが必要であるという認識をしております。

なお、コールセンターなどに市民の方から新型コロナウイルス感染症に係る様々なお問合せにつきましては、できるだけ最新の情報を提供させていただくように努めております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私は今、基本的にはワクチン接種が市の主要な役割、仕事なんだっていう御答弁ですが、ですから認識を伺ってるんです。市が全部できるわけじゃないと。先ほど言いましたけど、国の責任、極めて大きいと思いますけれども、何度説明されても、ホームページにどう書いてあっても、実際につながらないということで検査につながらない、発熱したときに初期の大事な対応ができないという事態になってるわけです。

次に、医療従事者、介護施設や障害者福祉施設の従事者の4回目ワクチン接種の状況について伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 医療従事者、介護施設や障害者施設の従事者の方への4回目ワクチン接種につきましては、8月28日時点におきまして、接種券の発行申請につきましては1,454件いただいております。ワクチン接種を希望される方から申請をいただいております。

また、東大和市医師会の御協力をいただきまして、障害者施設へ巡回接種などの実施によりまして、おおむね全員の方が接種いただけているものと考えてはございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 大変大事な取組だと思います。このワクチン接種、こうした施設で今やはりクラスターも発生していますけれども、それを極力避けていくと。命を守るという点でも、こうした施設での対応、大変大事だと思います。

次に、高齢者施設や障害者施設のPCR検査、抗原検査、実績を伺います。対象施設数と実施施設数、延べ人数を伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 高齢者施設のPCR検査及び抗原検査の実施状況についてですが、現時点での令和4年度の申請状況について申し上げます。

対象施設は70施設、実施施設は9施設、助成延べ人数はPCR検査が248人、抗原検査が853人の申請を受け付けております。

以上でございます。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） 続きまして、障害者施設でございますが、現時点では対象施設71施設、実施施設は11施設、助成延べ人数はPCR検査が39人、抗原検査は527人の申請を受け付けております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） これは大分実施施設は少ないですけれども、以前にも何かほかのルートで検査を受けているということがあるんだっていう御説明でしたけど、これはそういうことでよろしいのでしょうか。

○介護保険課長（里見拓美君） 東京都の集中的検査がかつては週に一、二回ということでしたが、現在週二、三回の割合で各施設のほうに申請しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そうすると、東京都が主にやっていて、市のこの制度も使っているということで理解しました。

次に、発熱外来支援金の給付等を通じた発熱外来の拡充や、自宅療養者支援センター設置によって市民の命

と健康を守るという問題、市議団として繰り返し要求してきましたけれども、必要性について市の認識を伺います。

○新型コロナウイルス感染症対策担当課長（中山 仁君） 市民の皆様の命と健康を守るために、新型コロナ対策につきましては、国、東京都、市が一体となりまして取り組み、それぞれの役割を果たしていくことが必要であるという認識を持ってございます。

これまでの間、東大和市医師会からは発熱外来、検査の実施に加え、ワクチン接種に多大な御協力をいただいております。また、市におきましては、自宅療養者の方へ食料品等の配送支援を継続的に行ってまいりました。

引き続き、全力で新型コロナウイルス感染症対策には努めてまいります。

なお、自宅療養者の支援センターにつきましては、現状検討については行ってはございません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 発熱外来の補助金を国がもう2年ぐらい前になくしてしまったっていうこともあって、私は、もちろん国が復活して発熱外来の拡充をもっとやるべきですし、医療体制や保健所体制の拡充、やるべきだというふうに思います。

市議団としては、市としてこうした給付金や自宅療養者支援センターの設置、改めて求めておきたいと思えます。

次に、学校ですけれども、2学期が始まりました。宿泊行事や校外活動だけでなく、文化祭や運動会などの前にも子供たちや教職員のPCR検査が実施できることになっていますが、市内の小・中学校の対応を伺います。

また、感染者が出た場合に、希望する児童・生徒や教職員は検査を受けられるようになっているのか伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 小・中学校の対応につきましては、直ちに医療機関を受診できない場合に備えて、移動教室や修学旅行等に抗原定性検査キットを持参するなど、教育活動において児童・生徒、教職員を対象に実施をしております。

また、感染者が出た場合につきましても同様に、発熱等の症状が見られ、すぐに帰宅することが困難な場合ですとか、医療機関に直ちに受診できない場合等に使用したり、教職員の濃厚接触者の待機期間の解除の判断のために検査キットを使用したりしております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 学校や保育園などでも感染が大分増えているっていうこと、2学期も始まったということもあります。

それで、先ほど述べましたけれども、宿泊行事、校外活動だけでなく、運動会や文化祭の前にもできるということ。そういうルールになっていると。実際の運用がどうなってるのかっていうところまで分からないんですけども、ぜひ十分な対応取っていただきたいと思います。

コロナが長期化する中で、この感染対策だけでなく、子供たちは多くのストレスや困難を抱えていると思います。スクールカウンセラーの常駐体制を取るなど、寄り添う体制が必要と考えますが、小・中学校の対応について伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 小・中学校の対応につきましては、スクールカウンセラーだけの対応だけな

く、チーム学校として課題解決ができるように、児童・生徒の心のケアや環境改善に向けたスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる支援の促進として、スクールソーシャルワーカーを本年8月22日から3名体制に増員して、児童・生徒、保護者の状況、ニーズを把握し、教育相談体制の強化を行っているところです。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 日本の学校は非常に教育が競争に過ぎているというような国際的な批判もあって、ストレスが多いところへ、このコロナの対応で大変な状況ではないかと思います。引き続き十分な体制取っていただくようお願いします。

次に、物価急騰対策などについて伺います。

帝国データバンクの調査によると、食品の値上げは8月に2,431品目、2022年1月以降、単月で初めて2,000品目を超えました。9月以降の値上げ予定は8,043品目に達し、値上げ幅も拡大しています。6月以前が平均10%程度だったのに対し、7月以降は平均15%から20%となっています。食品値上げは年内に2万品目を超え、平均値上げ率は14%となる見通しだということです。その後、また値上げ出てるので、もっとこれ、値上げ幅広がってるかもしれません。食品以外でも値上げラッシュが続いて、ドライヤーや冷蔵庫などの家電製品、車のタイヤなども値上げと。

そういう中で、小規模企業の61.8%がコロナ融資を借りているけれども、中小企業の34.1%が債務過剰と感じていると。返済の本格化とともに廃業・倒産が多発すると見込まれています。

消費税の緊急減税、インボイス制度導入中止が求められていると考えますが、市長の見解を伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 消費税とインボイスの関係でございます。

まず我が国におきましては、消費税につきましては社会保障制度を安定的に運営するための財源として位置づけられてございます。また、国民生活を守るためのセーフティネットを確保するための欠くことのできないものであるというふうに考えてございます。

また、インボイス制度につきましては、消費税の複数税率化におけます税の公平性を確保するために必要な制度というふうに認識してございます。

また、物価高騰対策につきましては、国におきまして別途緊急対策としまして、原油価格・物価高騰等総合緊急対策等によりまして重層的な支援が実施されてきてございます。また、政府の物価・賃金・生活総合対策本部におきましては、今後もさらなる対策に関します首相の指示に基づきまして、その内容が検討されているというふうに聞いてございます。

また、インボイス制度の導入に当たりましては、影響を受けます事業者の皆様への対策といたしまして、小規模事業者持続化給付金の拡充ですとか、また地域の商工会等によります伴走支援等が実施されているというところでございます。

市としましては、これらの取組の効果が期待されるところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 消費税は社会保障のためというのは、口でそういうふうに説明していますが、消費税導入以来の消費税の税収は、法人税、所得税の減収に追いつかないと。大企業減税や富裕層減税の財源になってしまったというのが歴史的な事実です。そのことを一言指摘しておきたいと思います。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金と住民税非課税世帯臨時特別給付金、それぞれ1億5,000万円、2億

7,000万円の補正予算、計上されましたけれども、その支給状況を伺います。

○子ども未来部長（松本幹男君） 子育て世帯生活支援特別給付金につきまして、令和4年8月末時点の支給状況で申し上げますと、978世帯となっております。

以上です。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） 非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、現在794世帯に給付をしております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ちょっと算数弱いので、総額で言うとそれぞれ幾らになるのでしょうか。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） 794世帯でございますので、掛ける10万円となりますので、7,940万円ということでございます。

以上でございます。

○子ども未来部長（松本幹男君） 子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、支給対象児童数が1,289人となっております。したがって、6,490万円となっております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） これは予算が先ほど言った規模ですけれども、今後増えていくということなのか、それとも何らかの理由でなかなか伸びないという状況なのか伺います。

○子ども未来部長（松本幹男君） 子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、まずひとり親世帯、ひとり親世帯以外という形で分かれているわけですが、まずひとり親世帯につきましては、基本的には児童扶養手当受給者、こちらのほうは申請なくしてプッシュ式振込でもう終わっておりますが、ただ新たに転入等によって新規該当というのがまだ、支給対象期間としましては令和5年2月末までとなっておりますので、まだ今後追加等見込まれるかなというふうに考えております。

また、ひとり親世帯以外につきましても、家計急変ということでの申請を、こちらもやはり同じく令和5年2月末まで随時受け付けておりますので、現在においても申請等が来ている状況ではございます。

以上です。

○地域福祉部長（吉沢寿子君） 今回のこの令和4年度の対象につきましては、基準日が令和4年6月1日時点で世帯員全員が非課税世帯であるということが受給の条件となっております。

ただし、令和3年度に既に住民税非課税世帯の給付金を支給された方及び家計急変による給付金を受給された方で令和4年度非課税世帯になっている方は対象ではないということで、数がこのような状況となっております。

当初の予算の見込みよりも少なかったことにつきましては、当初予算においては他市の状況等も伺いながら積算をした結果、少しその差異が生じてしまったということでございます。

なお、申請書の提出期限は令和4年10月31日までとなっておりますことから、私どもといたしましては、通知などでまだ申請をされてない方への申請勧奨などを行っていきたくと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

住民税非課税世帯臨時特別給付金は今御説明があったような内容だったので、なかなか、令和3年受けた人は受けられないということなので、なかなか厳しいかなと私も最初出てきたときに思いましたけれども、両方

とも暮らしが大変な方々への支給ですので、ぜひ広報、周知も含めて進めていただきたいと思います。

それから、市の物価高騰に関わる事業者支援についてですけれども、対象費目に電気料金等を加えることや極端に低い個人事業者への支援金の引上げなど求めますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 市の物価高騰に係る事業者支援についてであります。令和4年第2回市議会定例会において、中小企業者等燃料費支援事業補助金に関する予算の議決をいただきました。

現在は、ガソリン代をはじめとする燃料費の高騰に対する支援事業に対しまして、中小企業者燃料費支援金を実施しております。商工会のほうからは、個人事業主から支援金の金額や電気料金等に関する要望を受けていないことを確認しております。現在検討は行っておりません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 次に、消費活性化事業に関わる市内のPay Pay登録事業者数と市内事業者数に占める割合を伺います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 市内の令和4年9月Pay Payキャンペーンへの参加店舗及び事業者数は487であります。今回のキャンペーン参加の対象外としました大手のスーパーや飲食店またはチェーン店、コンビニエンスストアなどを除いた結果、キャンペーンの参加店舗及び事業者数の割合は約17.2%であります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 消費活性化事業そのものを推進することは大切だと思いますけれども、市内事業者への影響は業種としても、割合としても限定的なので、中小企業応援金の対象を拡大して再支給するよう求めますが、いかがでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 今後の中小企業者に対する支援についてであります。現在実施中の東大和市中小企業者等燃料費支援事業の実施結果への分析や財源確保が必要となることから、引き続き情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） この項の最後に、全額国費の給付金、子育て世帯、住民税非課税世帯、予算額として4億2,000万円、これを市民に届ける一方で、市は国保税の値上げで約1億円、事業系ごみ処理手数料の値上げで3,700万円などを市民の懐から吸い上げるというようなやり方は取るべきではないということを指摘して、次の項に移ります。

○副議長（佐竹康彦君） ここで5分間休憩いたします。

午前 9時57分 休憩

午前10時 2分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（尾崎利一君） 次に、市民サービスの廃止・縮小のところですが、頂いた資料で、廃止・縮小事業に関する意見等についてとして、市民農園の存続を求める意見、狭山保育園の存続等を求める意見、やまとあけぼの学園運営に関する意見、環境市民の集いの運営に関する意見を取りまとめたとしています。

これは、内容は結構ですが、どのように今後対応するのか伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） いただいた御意見の今後の対応ということでございます。

まず市民農園につきましては、存続を求めるというところでもございましたので、対象者の方に今後御理解を

いただけるように説明に努めてまいりたいと考えてございます。

また、狭山保育園につきましては、段階的な廃園というところで取り組んでございますが、その廃園に反対するという御意見でありましたが、今後御理解いただけますよう、必要に応じまして説明してまいりたいと考えてございます。

また、やまとあけぼの学園につきましては、民設民営による児童発達支援センターの運営に対する要望等がございました。そちらについては御参考にさせていただきながら、現在事業を進めているところでございます。

最後の環境市民の集いにつきましては、オンライン形式ということで内容を変更してございますが、こちらにつきましても今後の実施内容、そういったところを検討していきたいという御意見でありましたので、今後その御意見ございましたら参考にさせていただき、考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 次に、このやはり頂いた資料で、今年度については廃止・縮小を決めた99事業の検証等を行いながら、①事務・事業の廃止・縮小、②委託等、③その他について引き続き検討し、来年3月にはまとめる、つまり結果を出すと書いてあります。

今年度も検討し、結果を出すということでしょうか。確認します。

○企画政策課長（荒井亮二君） 初めに、事務・事業の廃止・縮小につきましては、令和4年度におきまして新たな検討はせず、令和3年度に決定しました99の事務・廃止の縮小につきまして検証を行いまして、令和5年度以降の取組につなげてまいりたいと考えてございます。

また、業務分析結果で提案等がございました例えば委託等の外部化につきましては、個別事業の検討ということではなくて、令和4年度にかなり大きな組織改正、実施させていただきましたので、新しい体制の中で状況も変わってきてございますので、改めてその点についても検証を行ってまいりたいと思っております。

これらの検証のまとめを今年度末、3月に行う予定ということでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） このスケジュール表みたいなのがあって、そこには検証等を行いながら、これら今言ったものについて引き続き検討し、来年3月にはまとめるって文章としては書かれてるんです。

今の御説明だと、基本的には廃止・縮小についても、委託等についても検証を行うということで理解しました。

次に、市民サービスの廃止・縮小の到達すべき目標についてですけれども、これは廃止・縮小だけではなくて、委託等も含めてだと思いますが、有料化等も含めてですが、市長は他の議員への答弁で「国の水準や他都市の水準を上回っているものは聖域なく見直したい」との京都市長の発言を紹介し、上回っているものは全てなくすということだと解説をし、東大和市においても「結構シビアにやっていきたい」というふうに答弁されました。

東大和市でも聖域なき見直し、他都市水準を上回るものは全てなくすというのが目標になるのか伺います。

○副市長（小島昇公君） 他の議員さんに対する答弁でございますが、お答えをさせていただいたとおり、京都市長の発言を述べたものでございます。

一般的に、政令指定都市で、いつ行っても観光客でにぎわっているというイメージが強い京都市ですら、こういう状況ですよというのをお知らせして、東大和市も油断せずに備える必要があるという趣旨でございます。一律にこれをなくす、見直すということではなく、市の究極の目的は住民福祉の向上でございますし、市民の

ために何ができるかというところを中心に進めたいという趣旨でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 市の役割は市民の福祉の向上ということで御答弁いただきました。

今年3月の京都新聞の記事で、京都市の庁舎再整備について記事が載っています。

庁舎の再整備をやっていると。本庁舎と地下街をつなぐ連絡通路と地下2階ホールは13億1,300万円、来賓をもてなす和室兼茶室は3,600万円、西洋風の演壇を再現し壁面を光沢のある織物を使ったどんす張りで復元した本庁舎4階の式典会場「正庁の間」は1億1,600万円、整備費計158億9,000万円。この後も北庁舎の新築工事で107億1,500万円かかる見通しだと。財政難により市民の負担増を伴う行財政改革が打ち出される中、多額の公費投入を疑問視する声も上がっていたというふうに京都市の取組について京都新聞で載せられていますので、紹介しておきたいと思います。

頂いた資料で、9月下旬から10月中旬にかけて行う調査の目的と内容について伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 今後実施いたします調査についてでございますが、この内容といたしましては、令和4年度が過半期経過します時期におきまして、令和3年度に廃止・縮小を検討する上で市が定めた4つの視点、検討の段階で定めたものでございますが、具体的には費用対効果、重複・類似事業の解消、時代適合性、実施主体の最適化というところで検討を行っておりますので、これらに基づく効果が出る見込みかどうか、また各部におきまして廃止・縮小を検討した際の理由に挙げた内容、こちらが実施できる見込みかどうかといったところを確認してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 廃止・縮小事業に関する検証ということでよろしいんですかね。

それから、中央公民館長よりコロナ禍を踏まえた公民館事業の在り方について諮問があったようですが、これはどういう目的に基づくものなのか、事業の縮小や公民館の有料化など関わってくる問題なのかどうか伺います。

○中央公民館長（伊藤 智君） コロナ禍を踏まえた公民館事業の在り方についてでございますが、こちらは令和3年10月13日付で行いました諮問でございます。

この諮問につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によって公民館で実施予定であった事業の多くが中止や延期を余儀なくされたことを踏まえて、改めて公民館事業の在り方を見詰め直し、市民の皆様にも必要とされる学習と、その手段を研究・実践する必要があると考え、公民館運営審議会に諮問したものでございます。したがって、事業の縮小や公民館の有料化に基づくものではございません。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 真に必要とされるっていう言葉聞くと、非常に誰がそれを決めるのかなというふうに思うんですが、公民館活動ですので、公民館活動を行う市民の皆さんの自主性が尊重されるよう求めておきたいと思います。

公民館5館全館の利用者連絡会の代表の名前で公民館有料化について要望書が市長に提出されています。有料化について関係部課に問い合わせても、市議会には報告済みという回答しか返ってこないとされています。

公表されていないという認識も示していますが、既に2年前に決定されていると思いますけども、市民には公表していないのでしょうか。伺います。

○行政改革推進担当課長（川田貴之君） 使用料・手数料等のあり方における市の方針につきましては、市公式

ホームページに令和2年9月30日の庁議の結果として掲載する形で市の方針の内容を開示しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 庁議の結果だと結構たどり着くのも大変だと思いますが、そこだけだということでした。

次に、事業系ごみ手数料の6割もの値上げについては初日、本会議で可決されました。コロナ危機が深刻化し、子育て世帯給付金や非課税世帯給付金で全額国費の4億2,000万円を市民に届ける一方で、3,700万円の市の増収を図る負担増を強いるべきではないということを改めて厳しく指摘します。

この項の最後に伺いますけれども、こうした市民サービスの廃止・縮小や有料化、値上げ、図書館の指定管理者制度の導入などの外部化を推進する理由として、少子高齢化・人口減少を挙げています。頂いた資料でも随所に出てきますし、市報で子供たちの未来のために市民に我慢を求めるかのような連載記事の中にも出てきます。人口減少の責任は子供を産まない市民にあるんだろうかというふうには私は思わざるを得ません。

世界人口予測2022を国連が発表しました。日本の2020年の人口は1億2,647万6,000人で、2100年には7,495万9,000人、40%減少となっています。フランスは同じ時期に3.4%増、イギリスは同じ時期に15%増です。世界全体も同じ時期に40%増えるという予想です。

少子化・人口減少は、日本の政治の失敗がもたらした特殊なものです。1986年の合計特殊出生率は日本1.81に対してフランス1.86でしたが、2006年、フランス2.0に対して、日本1.32、当時大きな話題になりました。

翌年4月に厚生労働省は、フランスの子育て支援施策を日本に取り入れた場合、当時の日本の子育て支援事業費の3倍近い10兆6,000億円程度の財源が必要になるとの試算を発表し、事実上、財源がないことを理由にフランスの道を諦め、まともな少子化対策に背を向けてきたのです。

市は、社会保障関係経費の増加を問題にしますが、実際には日本の社会保障が貧弱であること、教育にお金がかかり過ぎることこそが人口減少社会をもたらしたのではありませんか。市長の見解を伺います。

○企画財政部長（神山 尚君） 出生率につきましては、世界各国でそれぞれの背景、例えば移民の受入れとか、婚外子に対する意識とか、いろいろな背景がある中で、我が国では保育の無償化など様々な対策を講じ、その向上に取り組んでおるところでございます。

我が国の出生率に関する政策、これは予算審議などを通じて、我々国民が選んだ国会議員によって決定されております。そう考えますと、国の政策は国の政策として国に頑張ってもらい、市は市民のために市の施策の実現に取り組んでいくことが重要と考えております。

当市におきましても、少子高齢化と人口減少につきましては避けることのできない大きな課題でありますことから、将来に先送りすることなく、持続可能なまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） そう言って福祉を削れば、一層少子高齢化が進むということを私は言ってるわけです。社会保障給付費のGDP比は、日本は22.4%、ドイツ27.7%、フランス32.2%です。ドイツ並みに引き上げると25兆円給付が増える、フランス並みに引き上げると50兆円増えるということになります。

教育への公的支出、これもGDP比ですが、日本は2.8%、OECD平均の4.1%まで引き上げると約7兆円の予算増になります。こうした貧困が公的な社会保障、教育の状態がこうした事態を今招いている、この転換こそ必要だということを指摘しておきたいと思います。

政治の失敗の責任をいわれなく国民に押しつけるべきではありません。4割も人口が減れば、国内で生み出される富は減少するかもしれません。一方で、人類1人当たりの生産能力は科学の進歩によって日々増大して

いるわけですから、人口減少で国民がまともな社会保障を受けられなかったり、普通に食べていけなくなるほど富が失われることはあり得ません。現役世代が減って高齢者人口が増えるから支え切れなくなるなどというのは全く違います。問題は富の配分にこそあります。

世界で飢餓問題が大きな問題と指摘されていますが、人口増に生産力が追いつかないなどという論者はいません。世界の軍事費を1.5%減らせば解決できる、つまり富の偏在の問題として扱っているんです。問題の本質から目をそらし、高齢者と現役世代との対立をあおり、高齢者に長生きして申し訳ないと思わせるような市報の連載を厳しく糾弾して、この項を終わります。

次に、気候危機のところです。

3月に策定された計画は、事務事業編と言われるものです。市の業務のみに限定されたものです。

幾つか伺います。

実質再エネ100%電力を調達することで、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減するという中期目標をほぼ達成できるとしています。実質再エネの実質とはどういうことですか。伺います。今何%まで来ているのでしょうか。伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 実質再生エネルギーの意味でございますが、再生可能エネルギーとして承認を得るための環境価値証書、例えば非化石証書等でございますが、こういったものを電気事業者が購入して、これを組み合わせることによって再生可能エネルギーとして取り扱われるということの意味するものとして認識しております。

次に、パーセンテージでございますが、市の温室効果ガス排出削減目標については、実質再エネ100%電力の調達だけで賄うということではなく、いろいろな施策を組み合わせることで達成を目指していきます。2013年度比で2021年度の温室効果ガスの排出削減率につきましては約17%ということで見込んでおります。

以上です。

○6番（尾崎利一君） ちょっと私の聞き方が悪いんでしょうかね。

次に、新電力の経営破綻が相次いで、自治体の電力調達にも支障を来していると聞いています。その場合は、東電などから2割増しの価格で電気を購入しなければならないとのこと。東大和市では影響はないのか、また実質再エネ100%との関係でも心配ですが、この移行へ向けた課題について伺います。

○契約検査課長（長瀬正人君） 小売電気事業者の経営状況に関する市への影響についてでございます。

現在市が契約している小売電気事業者につきましては、電力調達価格の上昇の影響等から厳しい状況であるということを確認しております。契約単価の見直しについて手続を進めているところでございます。

仮に小売電気事業者からの電気の供給が止まるというようなことになった場合には、東京電力パワーグリッド株式会社から最終保障の供給を受けるということになります。

以上です。

○環境対策課長（梶川義夫君） 私のほうから、実質再エネ100%移行へ向けた課題についてでございますが、こちらについては、やはり経営体質が強く電力調達能力の高い企業を選定するという、またそのときの社会情勢や需給バランス、こちらに起因する高い電力調達コストがあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） これは国の施策そのものもちょっと変えさせていかないと、ここかなりハードルが高くなっていくというふうに思いますので、市としても国の政策変更を求めていただくということが必要ではない

かと思えます。

次に、再生可能エネルギーの利用拡大という点で、区市町村有施設における太陽光発電システムの設置状況の推移の資料を私持ってますけども、この令和元年度の状況として、調布市は1,029キロワット、庁舎の屋根等に太陽光発電載せているということですね、狛江市は121キロワット、清瀬市は170キロワット、武蔵村山市は76キロワットとなっています。東大和市は何キロワットが現状か伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 太陽光発電機器の設置状況であります、東大和市につきましては10キロワットでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） かなり低いということだと思いますが、この計画では5年間で250キロワットまでもっていくとしています。かなり急ピッチで進めなくてはなりません。

東京都環境局が4月に出した令和4年度区市町村向け補助事業一覧があります。その中で、地産地消型再エネ増強プロジェクトが拡充され、中小企業に対する補助だったのが区市町村等も対象となり、補助率も2分の1から3分の2に拡充されています。太陽光発電を屋根の上に乗せるのに使える補助金ですが、これ令和5年度までの補助というふうになっています。最大限活用して進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 東京都環境局の地産地消型再エネ増強プロジェクト補助事業でございます。

当該補助金につきましては、地産地消の再生可能エネルギー発電等設備及び熱利用設備の導入に対する助成事業でありまして、対象として確かに区市町村にも拡大されているというふうに認識しております。そのため、再生可能エネルギー発電設備の導入等に当たりまして、当該補助金の活用については検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） とにかく遅れたところから一気に進めなくちゃいけないということですので、補助金もこれだけではなくて、かなりの冊子で分厚い内容になっていますので、使える補助金、大いに活用して急ピッチで進めていただきたいと思います。

省エネという点で、市の公共施設等の照明器具を全てLED化するというので、5年間の削減目標の9割方を達成するとしています。実現に向けた課題について伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 市内の公共施設等の照明器具を全てLED化したという点についての実現に向けた課題でございますが、実現に向けた課題といたしましては財源の確保があるというふうに認識しております。財源活用と工事の実施時期が一度に重ならないように平準化を図りつつ、円滑な移行を行えるよう計画していくべきであるというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 省エネという点で、第七小学校の建て替えですけども、断熱性と気密性に配慮した建築、これ求められると思いますが、この点いかがでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 第七小学校の建て替えにおきましては、省エネの観点からも断熱性や気密性などに配慮した建物を目指して計画してまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） こうした一連の施策は割高な出費ではなく、長期的に見れば歳出を抑制するための賢い

投資だという観点で推進する必要があると思います。

計画推進の体制について、計画では、エコアクション推進本部を置き、その下に推進責任者と推進員を置く
とされていますが、どうなっていますか。また、推進本部会議の開催状況についても伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 推進体制でございますが、エコアクション推進本部設置要綱では、各部署の課
長さんを推進責任者、係長を推進員としております。

今後この推進体制に基づきまして計画の推進、進行管理等を行うとともに、各部署の進捗を内部的に公開し
ていくことで職員の意識啓発につながるような仕組みづくりを行ってまいります。

推進本部会議の開催状況につきましては、令和3年度は3回開催しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） この計画の中で、東大和市電力の調達に係る環境配慮方針、それから（仮称）東大和市
公共建築物環境配慮整備方針、それから（仮称）東大和市グリーン購入基本方針を策定するとしていますが、
現況と策定予定について伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） まず東大和市電力の調達に係る環境配慮方針につきましては、令和3年12月に
策定済みでございます。（仮称）東大和市公共建築物環境配慮整備方針につきましては現在作成中ございま
す。（仮称）東大和市グリーン購入基本方針につきましては今後着手しまして、できるだけ早く策定したいと
考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） これら体制やこれらの諸方針、やはりこれができていかないと絵に描いた餅になってし
まうというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

次に、区域施策編、東大和市全域の対策ですが、努力義務だっという市長答弁ありましたけども、これいつ
までに策定するのか伺います。2030年まであと7年ほどで半減を目指すのに、大切な計画策定を行革の対象と
し、区域施策編に取り組むまでの間、縮小するなど先送りしてしまっていることは大問題ではないかと思
いますが、この点伺います。

○市民環境部長（田村美砂君） 区域施策編に取り組むまでの間、縮小するという気候変動適応策研究会につ
きましては、職員の数、負担を考慮し、分科会などに参加するのは難しいということで縮小をするということ
としておりますが、今年5月に開催されたものはオンラインで開催をされましたので、そちらにつきましては必
要に応じて参加をしてございます。

区域施策編の策定期間についてでございますが、策定に当たりましては、市内のCO₂排出状況の調査・分
析に1年、計画策定に1年程度かかると見込んでおります。

区域施策編の策定については、時期も含めて検討をしているという、そのような状況でございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 計2年かかるということなので、直ちに取り組んでもできるのは2025年ということにな
ってしまいます。速やかに着手するよう求めたいと思います。

七小の建て替えの問題にも触れましたけども、省エネ施設との関係でも建築物の更新は数十年に一度、車両
や備品などの更新でも数年から10年程度に一度、まちづくりや公共交通も車社会から脱し、徒歩、自転車、公
共交通を軸に構築しなくてはならない。機を逃さずに省エネ化を進めることも考えれば、速やかな計画策定が
求められていると考えますが、いかがでしょうか。

○市民環境部長（田村美砂君） 繰り返しにはなりますけれども、区域施策編の策定につきましては調査・分析に1年、それから目標・対策の計画化に1年程度かかるということで私どもも見込んでおりますので、それらに向けまして策定について時期も含めて検討してまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） これこそ子供たちの未来のために先送りすることなく、今すぐやらなければならない問題だということを指摘して、次に移りたいと思います。

市長認定障害者控除についてです。

障害者控除の趣旨ですが、2007年2月28日の財務金融委員会で、当時の尾身大臣の答弁で「追加的に費用を要することで、担税力が減殺されるということをしんしゃくして設けられた」と答弁しています。所得を得るにも苦勞する上に、追加的費用もかかって担税力が乏しいからということです。

さらに、1970年に市長認定障害者控除制度が設けられました。これについては「老衰によって障害を生じた者について、障害者手帳の交付を受けることが難しいという事情を考慮したもの」というふうに答弁されています。つまり、高齢になって、精神的にも肉体的にも衰えることで収入も減るし、同じ収入でも生活にかかる費用がかさむことで苦しくなると。

この制度を活用すればその苦しさが軽減できるわけですから、該当する方がこの制度を大いに利用できるよう、行政としても力を尽くすべきと考えますが、この点お考えを伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） この制度につきましては、身体の障害等の特別な事情がある方にとりまして税の負担の軽減につながりますことから、障害者控除の認定申請につなげることができるよう必要な情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（佐竹康彦君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時32分 休憩

午前10時41分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（尾崎利一君） 障害者控除市長認定制度のところですけども、実績伺いました。これどう見るかですが、2004年度はゼロだったんですよね。直近で178件ですから増えています。2007年6月議会で取り上げて、一部の人が該当しないかのような表現や、周知方法などいろいろと改善していただきまして増えてきました。でも、本来該当する方の1割にも満たないというのが実態だと私は考えています。

市内の要支援・要介護認定を受けている方は何人なのか伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 令和3年度末現在で65歳以上で要介護・要支援の認定を受けている方は4,582人でした。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） これまでの市側の答弁で、東大和市と認定基準がほぼ同じとされている上越市では、申請でなく、該当する方全員に障害者控除認定書を送付しています。介護認定調査の際の資料で認定基準を満たしているかどうか分かるので、これはやろうと思えば東大和市でもできるわけですが、上越市の実績を見ると、2018年度の実績ですが、要支援・要介護認定者1万2,560人のうち、障害者控除認定が5,516人、特別障害者控

除認定が4,272人で、計9,788人。要支援・要介護認定者の約78%の方が該当しています。

東大和市4,582人の78%という、ちょっと計算ができないんですけども、市の認定実績の20倍、もっと超えるのかな、という該当する方がいるということになります。努力のしがいのある数字だと思いますが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（里見拓美君） 職権により障害者控除対象者認定書を送付することについてであります。この認定書には障害の種別や程度が記載されておりまして、認定書の希望の有無にかかわらず職権により送付することは、受け取った方の心情を想像すると課題があるものと認識しております。

また、認定書につきましては、主治医意見書、認定調査資料の2つの認定資料から該当項目をピックアップし、照合して作成しております。このため、費用対効果の面でも課題があるものと認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今回それは求めているんですけども、ここで障害者控除認定を受けることでどれだけ負担が軽減できるのかについてです。

一つは、御本人の所得が135万円以下の場合、住民税の非課税措置が受けられます。

確認します。そして、給与年収では幾ら未満なのか、年金収入では年間幾ら以下が該当するのか伺います。

○課税課長（星野宏徳君） 障害者におけます住民税の非課税措置の対象となる収入額についてでございますが、給与収入のみでいきますと年収約204万円以下、年金収入のみでいきますと65歳以上で年収245万円以下の方が該当になります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 年金で245万円ですから、かなりの方が非課税措置を受けられるということになると思います。

2つ目に、本人が障害者控除または特別障害者控除が受けられます。それぞれ控除額は所得税で幾らで、住民税で幾らなのか伺います。

○課税課長（星野宏徳君） 本人が障害者であった場合の控除額についてであります。まず障害者控除につきましては、所得税が27万円、住民税が26万円です。次に、特別障害者控除につきましては、所得税が40万円、住民税が30万円となっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 3つ目に、認定を受けた方を扶養する御親族の税軽減にもなります。障害者扶養控除と特別障害者扶養控除の額、所得税、住民税でそれぞれ幾らなのか、さらに同居特別障害者となればさらに控除額が大きくなると思いますが、教えてください。

○課税課長（星野宏徳君） 認定を受けました御親族の方を扶養する場合の控除額でございますが、先ほど答弁させていただきました本人が受けられる控除額と同額であります。また、同居特別障害者につきましては、所得税で75万円、住民税で53万円の控除額となっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） かなりの控除が受けられる、10分の1としてもかなりの額になると思います。

ほかにも、相続税や贈与税についても控除の適用があるようです。そして、5年間遡って控除を受けることができる。これも過去の答弁で明らかになってはいますが、確認します。

○課税課長（星野宏徳君） 障害者控除の適用につきましては、法定納期限の翌日から起算しまして、5年前ま

で遡って適用することができます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 大きい方では数十万円の税負担軽減となるわけです。認定が増えているとはいっても、該当者の20分の1程度しか認定されていない状況を改善する上で幾つか提案がありますけども、その前に「今後周知の工夫に努める」と市長から答弁がありました。現状はどうなっていて、今後具体的にどのような改善を行う予定なのか伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 現在の周知につきましては、市報、ホームページで周知するとともに、要介護認定を受けた方に送付する認定等結果通知書に障害者控除対象者認定制度について御案内しております。

なお、市報につきましては、税の申告の案内ページに併せて掲載することで、必要とする方が情報を受け取れるようにしております。

今後であります、ホームページの掲載内容につきまして、介護認定を受けている方に対し申請を促すような内容に改善することを研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私は上越市のように、手元にある介護認定資料で障害者控除認定に該当するかどうか分かっているんだから、こちらから認定書を送付してほしいと要求してきました。

2007年第2回定例会の答弁では「介護の認定資料がございますので、そちらでの判定資料を用いると非常にスピーディーに判断ができるようなシステムを構築している」という答弁ですから、極めて簡単にできるはずだと思います。

しかし、市はやらないと答弁し続けていますので、代わる措置として、介護事業者に障害者控除の認定規定と申請書を渡して、介護認定審査の際などに障害者控除認定申請書を出してもらおう仕組みをつくることです。介護サービス利用料もばかになりませんから、御本人も御家族もなるべく出費を抑えたいという心理が働きます。障害者控除認定を受けられることになれば、必要な介護サービスをきちんと受ける経済的・心理的条件が広がり、適切なサービス提供を通じて介護事業者の収入増にもつながる可能性が広がるわけで、介護事業者も積極的に関わってくれると思います。いかがでしょうか。

○介護保険課長（里見拓美君） この制度は市の制度でありますことから、事業者の負担とならないよう、また対象となります方、または御家族への説明においてそごが生じないよう、市において周知の工夫に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 東大和市の障害者控除認定基準は厚生労働省の事務連絡に載っている例示を基に策定されていますが、厚労省は、これは一例です。認定の方法については、市町村であらかじめ方法を定めておくことが必要ですとして、基準は市町村の裁量で決めるものという立場です。

岐阜市のように、要介護1から3は障害者控除、4と5は特別障害者控除と決め、それを明らかにして申請書を送付すれば、申請者は自分が該当するかどうか一目で分かるので申請に結びつきやすい。現に6,000人に送って3,000人が税軽減を受けたということが過去この岐阜市でありました。

上越市の事例見ると、要支援1でも4割が障害者控除か特別障害者控除に該当するので、この方々の救済措置を設けなくてはならないなどの課題はあると思いますが、こうした岐阜市の手法、いかがでしょうか。

○介護保険課長（里見拓美君） 介護保険法に基づく要介護認定は、障害や機能の状況を判断するものではなく、

どの程度の介護サービスを必要とするかを判断するためのものでございます。

一方、身体障害者福祉法に基づく障害認定については、永続する機能障害の程度と機能障害による日常生活活動の制限の度合いに基づいて判定するものでございます。したがって、要介護認定と障害認定はその判断が異なるものであり、要介護認定の介護度の結果のみをもって一律に身体障害者の何級に相当するかを判断することは課題があるものと認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 確かに課題はあると思います、私もね。ただ、分かりやすく例示するということは必要なのではないかというふうに思います。

いずれにしても、先ほど、介護事業者などに情報をあまり提供しないようなお話でしたけども、2007年の答弁では、「医療関係者、介護事業者にも説明する」と、この制度についてね、という答弁がありました。この介護事業者、医療関係者に認定基準も含めた制度の詳細を繰り返し説明し、申請書は渡しておくことに何ら問題ないと思いますし、これは大変有効だと思います。これはぜひやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（里見拓美君） 要介護認定におきましては、個々に認定の有効期間やまた時期が異なりますので、まずは要介護認定等決定通知書とともに制度の周知を図ってまいります。

なお、介護事業者に対しましては、連絡会等を活用いたしまして、このような制度があることを改めて周知を図りたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） これ改めて周知を図っていただくというのは大変大事だと思います。介護事業者にとっても、その関係する方々のサービス向上という点でも意識が行くというふうに思います。

それから、御本人に対する説明文書、ホームページ等でも結構ですけれども、私、障害者控除を受けることでどれだけ大きな負担軽減になるのか、3点にわたって言及しましたが、これを具体的にお知らせする、これは大事だと思いますが、いかがでしょうか。

また、岐阜市のお知らせの中には、2年分の認定が必要な場合は申請書を2枚提出してくださいなどの記述があります。5年遡って認定を受けられることや、遡って受けるための手続についても具体的に説明文書などに記載することも求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○介護保険課長（里見拓美君） 制度の内容を正確にお伝えすることは非常に大事なことでございますから、周知の媒体に応じまして、より適切な内容に改善できるよう研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ぜひお願いします。

この項の冒頭で、この制度が当事者にとって、また御家族にとって極めて当然の権利であることを確認しました。この権利が守られるよう最善の努力を求めて、この項を終わります。

次に、最後の国・都・市有地の活用のところですが、向原の地区計画に関する説明会の資料を頂きました。特別支援学校建設用地ではないほう、創出用地地区Bについて用途の制限が外れたことについて質問が出されています。ここについては、今後地域住民の御意見なども踏まえて、計画を持った上で用途の制限なども改めて決めていくという理解でいいのか伺います。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 向原団地地区の創出用地地区Bにおける将来的なまちづくりの検討状況を捉

え、まちづくりの方向性を見直す際に、関係法令及び東大和市街づくり条例の趣旨を鑑み、地域住民の皆様の御意見を伺いながら検討を進めていくものと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 用途の制限が今なくなっていることについては、その計画を持つ段階でそれに合わせてまた決めていくという理解でいいのかということなんです。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 現状で用途は定めておりませんことから、また今後、都市計画の事務上、案について——に基づきまして検討していくということになります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） それでは次に、特別支援学校のほうですけれど、工事計画説明会、行ってきました。特別支援学校の建設そのものに反対という意見はなかったように私は受け止めています。しかし、日影の問題、北東にあるグラウンドの騒音対策の問題、それからスクールバス等の出入口の問題などの意見が出されました。

東側に出入口が設置される設計ですが、確かにあまり広いとは言えない道路で、しかも緩いS字状に曲がっているため、見通しもあまりよいとは言えない道路です。スクールバス等は南から進入して、南側の入り口から入り、北側の出口から出て北方向に進行するという口頭説明でした。これだとずっと特別支援学校沿いに走って、沿いに出ていくということになるわけですけども、図面見ると、道路を横断しての出入りも記載されているんですね。徒歩通学者もいるし、五小に通う児童の安全面も含めて意見が出されました。西側の真っすぐな道路から出入りするか、南側の公園を突っ切って出入りするかしたほうが安全だというような意見が出されました。出入口が変えられないなら、信号や横断歩道の設置などを求める意見も出されました。

その際、参加者から、東大和市が説明会に出席していないことについて、市民の安全や暮らしに関わることなので、市としても出席してほしいという趣旨の発言がありました。確かに、通学児童や地域住民の安全、暮らしに大きく関わる問題だと思います。地域住民の皆さんの声も踏まえて、市としても東京都とよく話し合い、調整していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 東京都教育庁等が建築主として実施した地域住民の皆様を対象とした工事計画説明会の開催内容の詳細につきましては、今後東京都から市に情報提供があるものと認識しているところであります。

市民の皆様からの御意見につきましては、東京都が建築主として法令等に基づき適切に対応していくものと認識をしております。

市は、東大和市街づくり条例に基づき、建築主である東京都教育庁等が工事着手までに市と行うこととなる協議等において、必要に応じ事業の進捗状況に合わせて適切に協議していくものと認識をしております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ぜひよろしくお願ひします。

説明会の終了に当たって、都側から、特別支援学校の建設でこれからも地域住民の皆さんには多大なる御迷惑をかけることになると思う、特別支援学校は地域に受け入れられて初めてやっていける施設だと考えているという発言がありました。これは誠実に対応していきますという趣旨の発言だったと私は受け止めています。

当日出た意見も踏まえて、10月頃をめぐりに何らかの形で説明する機会を設けるということも確認されましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、特別支援学校の建設計画浮上に当たって、地域貢献ということで、都側から様々なメニューが示

されていたと思いますが、この点での話し合いは進められているのでしょうか。地区計画説明会でも体育施設の地域住民への開放やカフェ実習などという言葉、文言が載っていますが、この点について伺います。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 現時点では、東京都教育庁等が建築主としての建築計画の基本的な検討を行っている段階であると認識しております。

今後東京都と情報共有を図りながら、適切に協議等をしていくものと認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） いろいろな段階があるんだろうと思いますけれども、こういう建築計画の計画が浮上して、その段階で東京都から地域貢献について様々なメニューも出されているわけですし、建ってからということではなくて、やはり今の段階から様々な地域の要求や市として……、これは出しましたよね、一度ね。一度、地下の貯留槽の問題等も含めて、市としてこういうことをやってくれというのをだーっと出したっていう記憶がありますけれども、現実にもうこれから建っていくという段階で、遅れることなくこうした地域貢献という点でも明確にしていくという努力を求めたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中野志乃夫君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして、一般質問を行います。

まず、消費者詐欺被害の実態と予防策について。

①として、いわゆる靈感商法による被害や相談はあるのか。また、いわゆる開運商法による被害は市内であるのかをお聞きいたします。

②として、パソコンやインターネットに関する契約でトラブルや被害相談はあるのか。

③として、様々な消費者詐欺問題があるが、防止策のための市民への啓発はどのようにしているのかを伺います。

2番目に、旧日立航空機株式会社変電所についてであります。

①として、公開日を増やした結果、訪問者も大変増えてその存在価値はますます高まっていると感じております。同時に東京都が設置した外周の機械類がそのまま置かれて誤解を招いています。これは御存じのようにいろいろなものが周辺に、東京都があそこを保存する際に関して設置したものですけれども、それらが実際は直接旧日立航空機株式会社のものではない関係のものが、デザインの一環として、たしか東京都の言い方は、置いたままなんですけれども、やはり見学に来られた方とか、全国の戦争遺跡のシンポジウムの関係の、そういった関連の人たちが来たときにいろいろ疑問が出されております。歴史的建造物としてしっかり保存、運営していくためにも東京都に機械類の撤去を求めるべきではないかと思うんですけれども、その点はどうかをお伺いいたします。

また、撤去についての提言やきちんとした調査研究を行うためにも変電所に関する専門委員会を設置するべきではないか、そう思いますけれども、その辺の見解についてお伺いいたします。

以上です。

よろしく願いいたします。

[22番 中野志乃夫君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、靈感商法と開運商法による被害や相談についてであります。靈感商法につきましては市に被害や相談は寄せられておりませんが、開運商法につきましては年に数件程度、相談があり、被害が出ているケースもございます。

市といたしましては、消費者被害の未然防止及び被害者救済のため、消費生活センターにおいて相談を受け、解決策の助言や、相談者と事業者双方の主張を聞いて解決に向けて支援するあっせん等を行っているところであります。

次に、パソコンやインターネットによる契約のトラブルや被害の相談についてであります。パソコンやインターネットによる契約に関する相談については、物品の定期購入やサービスの継続購入において契約上のトラブルなど、様々な内容で多数の相談が寄せられております。

次に、消費者詐欺を防止するための市民への啓発についてであります。市の消費生活センターにおきましては、市報、市公式ホームページ、SNS及び消費生活に関する情報誌等を活用し、市民の皆様に対する啓発として、詐欺被害の手口を示しながら注意を喚起しているところであります。

次に、旧日立航空機株式会社変電所の外周に設置された機械類についてであります。当市は、変電所の設置について東京都から許可を受けている立場にあり、また変電所の外周に設置されているプロペラなどの機械類は、東京都が公園施設として設置した施設であります。

このため、東京都に対しまして公園の施設の撤去を求めることにつきましては、慎重な対応が必要であると認識しているところであります。

次に、変電所に関する専門委員会の設置についてであります。現在、市では、変電所に関する専門委員会などの設置予定はありませんが、変電所の外周に設置されている機械類につきましては、変電所を訪れた方に誤解を招くことのないよう、その対応を含め、どのような取組が望ましいか調査、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○副議長（佐竹康彦君） ここで5分間休憩いたします。

午前11時 8分 休憩

午前11時11分 開議

○副議長（佐竹康彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○22番（中野志乃夫君） まず消費者詐欺に関してですけども、あえて靈感商法という言い方と開運商法という言い方を分けたのは、当然ながら今マスコミでも話題になってる統一教会の問題に関するものが靈感商法であり、それ以外のものというのか、一般的には開運商法という言い方をしているものですから、あえて分けましたけども、一応答弁の中では靈感商法の直接のは話がないということでしたが、ただ開運商法に関して幾つか相談があるということでした。これ、具体的にどういう内容かちょっと教えていただけますか。

○地域振興課長（石川正憲君） 開運商法の具体的な相談につきましては占いによるものでございまして、イン

ターネットにおきましてメールやサイトから申込み等をすることによって、富くじ、いわゆる宝くじ等の高額な当選番号を占うというようなものであります。被害につきましては、少額のものから、多いもので10万円を超えるような多額のものがありました。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 分かりました。

そういう内容であれば、直接霊感商法とは大分違うようではすけれども、いずれにしても、最近いろんな分野で、いわゆるスピリチュアル系といいますか、そういう霊能といいますか、神秘主義といいますか、そういったことに関する実際に相談を私も受けることがあります。結構そういうほうにはまっちゃって、なかなかいろいろ、そういう霊がついてとか、確かに統一教会と似たようなところあるんですけども、あなたの過去、いろいろそういった因縁があつてとかいうことで、あちこちにいろいろそういう専門の相談する人がいて、そこで相談する人はいるんですけども、それにどんどんはまって、いろいろ何かそういう腕輪を買ったりとか、何かを買ったりとかいうこともあつて、ちょっとこれはネット上でもいろいろ見ると、盛んといいますか、結構はやっちゃっている問題ですから、その辺のことはぜひ注意して市のほうもいろいろ関心を持って見ていただきたいと思っております。

そうしましたら、ちょっともう一点だけ伺っておきますけども、このいわゆる消費者のこういった問題に関しては、東京都から、例えば東大和の市民がこういうふうに被害に遭つてとか、そういった情報っていうのもあるのでしょうか。それはもう全く別になっちゃうんですか。

○地域振興課長（石川正憲君） 東京都からの事例等々の情報提供でございますが、我々のほうの消費生活センターのほうで相談内容を国民生活センター及び東京都消費生活センターとつながっているパソコン等に登録して報告をするような形となっておりますので、我々のほうでの相談内容が東京都、国に情報として提供されているというふうな形になっております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 一応つながっているのは大変いいことなんですけども、逆に、そうすると、東京都、国なりから、東大和市の方でこんな大きな被害を受けたということが入ることっていうのはあるんですかね。それはあれば何かそういうことが報告があるのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。

○地域振興課長（石川正憲君） 東京都また国からの情報提供においては、国や東京都で相談のあった事例等々の情報提供はございますが、東大和市の方が我々のほうの消費生活センターに来られて相談した内容、基本的には消費生活センターは当市に住んでいる住民がそれぞれの各消費生活センターのほうに相談に行かれますので、基本的には東大和市の被害というものについては、我々のほうの消費生活センターのほうに相談が来るといふような形になっておりますので、他市においてということであったとしても、我々のほうの消費生活センターのほうに相談が来るといふような形になっております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 分かりました。そうであれば、特に大きな、例えば霊感商法に関して被害がないといふふうに認識はしますけれども、了解しました。

次に、パソコン、インターネットの、こちらのほうも結構トラブルがあるという報告伺いました。

これは私もちょっとそういう被害といいますか、ちょっと困惑するようなケースがありました。パソコンを定期的に点検して、何か修理するときは年会費を払えばいつでも見れますよという話で、私もそれを、ああそ

うだなと思って、必要なと思って、つい軽く3年契約をしてお金も払って、3年間たったし、もうそれで契約は終わったと思っていたら、自動更新になってるといいますかね、つまり私のほうがその一旦契約した3年間の契約だったはずが、私のほうからもうやめますとやめないとまた請求書が来ちゃうと、そういうことがあって、ちょっと私もその会社といえますかね、事業所に随分文句も言ったんですけどもね、一応最初に細かい契約書の中に、そうやってやめる場合はこちらから申し出なくちゃいけないみたいなのが本当に確かに小さく載ってるんですよね、そういう説明書の中に。だけど、もう3年もたつとそういうことは当然忘れちゃうし、当然これでお金もちょっとかかっていたものが払わなくて済むなと思ってたら、そんな件が実際自分でもあったもんですから、実際そういうネット上でのとか、インターネット関係、パソコン関係のいろいろ相談というのは、そういう例というものはあるのでしょうか。

○**地域振興課長（石川正憲君）** インターネット上における相談につきましては、今議員がおっしゃったような同様な相談がございます。パソコンの方法等でネットで検索して、申込みをして1回で済むものが、定額制で契約解除まで契約が続いていたというような、今現在サブスクリプションサービス、いわゆる定額制サービスによる契約継続等々の相談あります。

また、1回だけ安価な値段でお試し購入という形で、実はそれが定期購入だったとかというようなもの、またその定期購入、またいつでも解約可能という表記があったにもかかわらず、契約先の連絡先が分からないとか、電話をかけたら連絡が取れなくなってしまったというようなインターネットを介しての契約上のトラブルの相談は多数ございます。

以上でございます。

○**2番（中野志乃夫君）** やはり今もう本当に今スマートフォンから何から、本当になかなか私自身もいろんな使い方が分からなくなってくるもう世代になってきますと、本当にそういったものがあるついで、助かると思って安易に契約してしまったり、そこでやってしまうんですけども、やはり自分でもそういう経験をして、やはり多くの方がそういったトラブルに遭ってる可能性が強いもんですから、その辺は特に市のほうもいろいろ、消費生活相談のいろいろチラシなり、そういう窓口も開いておりますけども、特にそういう点は、私から言わせれば力を入れて、そういう被害に遭わないようなことをぜひ市から啓発してほしいと思います。これは要望です。

次に、旧日立航空機株式会社変電所について伺います。

先ほど、東京都の周囲のことにに関して、置かれているものに関して、特に何も東京都に提案もしてないというふうに取り扱っていただけども、実際にこの間、そういったものが置かれてる経過として、どういうふうに関東京都から直接市は聞いてるのか。そのことについて、市としては何もこの間、東京都にそういったことでどうしよう、どうしたほうがいいのかという話もしてないのか、その点はどうなんですか。

○**生涯学習課長（高田匡章君）** 変電所の外周に設置されたプロペラなどの機械類でありますけども、議員御指摘のとおり、変電所とは直接関係のないものでありますけども、こちら、市長答弁にもございましたとおり、東京都が公園の施設として設置した修景施設であります。

実際、これまで東京都とのやり取りでありますけども、令和2年度から令和3年度にかけて行った変電所の保存改修工事では、変電所の外周をアスファルトで舗装するに当たりまして、これ口頭ではございますけども、東京都が設置した当時の攻撃の様子をイメージするような発光ダイオードのライトが実際埋め込まれてありますけども、それを撤去させてもらいたいということで申し出たことがございますけども、認められなかった経

緯がございます。

市は変電所の設置について許可を受けている立場にありまして、あわせて当該オブジェが設置されております場所というのは市が許可を受けている範囲ではないことから、これも市長答弁の繰り返しになりますけれども、なかなか撤去を求めることについては慎重に対応していく、そして難しいものかなというふうに考えております。

しかしながら、私自身も変電所において、お越しになられた方から、変電所脇にあるプロペラであったりワイヤー類、そういったものについて軍需工場、それから変電所との関係についてお問合せを受けるようなこともございますので、そういった誤解を招きかねない、招くような工作物であるということにつきましては今後も機会を見て東京都に伝えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） ありがとうございます。

確かにおっしゃるとおり、本当に熱心に、今相当遠くのほうから変電所に見学にこられる方が多くいます。そうすると、あれは何ですか、どういうものですかって聞かれる。もともとあそこを東京都が最初、変電所そのものを必要のない建物だから壊すといったときに、さんざんいろいろやり取りがあった後でようやく、それは当時の、今の市長のお父さんの時代ですけれども、本当に働きかけをしてようやく保存が認められたときに、そのときの都市公園といいますか、公園緑地部ですかね、東京都のほうの管轄の人が言うには、デザインの一環としてああいうものを置きますということで、そのデザインはうちに任せてくださいみたいな話からああいうものが置かれたわけです。

実際、じゃ何が置かれているかっていう、正確には聞いてないわけですよ。いろいろ部品の中身のあのプレートなんかを見ると、IHIですか、のほうの関係も使ってたような、そういう航空機関係のものとか、実際置かれてる。あと、デザイン的に周囲の道路から変電所に向かって、歩道のところからこういうぷらぷらのあれがあって、あれ見たら、そこから、そのさっきのダイオードのほうと一緒になんですけども、戦闘機なり爆撃機が来て攻撃したように思えちゃうんですけど、調べていくと全然違うわけですよ。そういう場合もあったかもしれないけど、大半はいろんな方面からいろいろ戦闘機が来て、爆撃機が来て、いろいろ攻撃してああいう形になってますけども、とにかくああいうものが置かれたら、何かそういうふうに受け取れてしまうこと自体が果たしていいのかどうかって大変疑問に思っております。

やはり東京都は、あれを本当に最初に保存するときには大変いろいろ問題があって、いろんなことを市も言われて大変だったんですけど、最近、東京都といいますか、公園緑地部の姿勢が変わったように私は思ってます。つまり、今まではそういった話をしてもなかなか通じなかったけども、たまたま調布の飛行場の掩体壕に関してなんですけど、いわゆる武蔵野の森公園、東京都の公園の一つとして調布飛行場の周辺にある武蔵野の森公園のところに、現在いわゆるその事務所のところに当時のプロペラですね、結局これも最初いろいろ、戦闘機のプロペラだったんじゃないとか、いろいろ論議した後に、さんざんいろいろ調べた結果、当時の輸送機といいますか、そういったもののプロペラであることが分かって、それが事務所に常設展示されてるわけですよ。つまり、過去この調布の飛行場、その武蔵野の森公園のところには陸軍の調布飛行場があって、そういった歴史があるもので、たまたま公園を整備するときにそういう地中を掘ったらプロペラが出てきたんで、それをちゃんと保存して、最終的に東京都の公園緑地部も許可をして、そこに今常設展示をされてるようになりました。

以前だったらそういったものが、本当の、とてもそんな保存なんて話もなかったんでしょけど、結局、現状でそういったものが保存される経過がありまして、しかもそのときにそのプロペラに関しては最初は、これは三菱型といいますか、三枚羽根のプロペラですから、陸軍の三式と言われる、いわゆる飛燕という戦闘機のものじゃないかと思って展示しようと思って、そういう発表をしようと思ったら、よくよくプレートを調べてみたらどうも違ふと。一〇〇式というのが書いてあった、出てきたっていうことから、実はそういう戦闘機じゃない、輸送機のプロペラだということが分かりました。それを調べる上でも相当な専門家、航空機関係の人たちを集めて調査をしています。ちゃんと、保存するからにはいいかげんな形で保存できないと、そういった人たちを集めていわゆるそのプロペラが何の飛行機のどういうあれだったのかを徹底調査した上で展示してるわけですね。それも東京都が協力して、そして実際あそこは今東京都の外郭団体というんですか、公園協会ですか、そこが全部事務運営やってますけども、そこに展示されるようになったわけです。これは最近のことですから、今だったらといたら変ですけども、東京都の公園緑地部の姿勢も大分違ってきてる。

そうなっている中で、やはり私は東大和市もやはり東京都のほうの公園緑地部なり、そういうほうに働きかけて、再度、再度っていうか、今までちゃんと正式にそういうお願いしてないようですから、実は変電所、こういう周りに東京都のほうの公園緑地部のほうがここに設置してますけども、これは見直したほうがいいんじゃないかと、やはり正式に、本当にいい形で保存する、いわゆる戦災建造物、こういったものを歴史的な建造物として生かす上でも、そういう誤解を招くようなものはある面撤去してもらったほうがいいんじゃないかということは言えるんじゃないかと思うんですけども、ちょっと私はその辺が、これは社会教育部がやるのか、博物館のほうの担当者がやるのか分かりませんが、なかなかその辺のちょっと意思疎通っていうか交流ができてないんじゃないかと思うんですけども、その辺に関してはどうお考えでしょうか。

○生涯学習課長（高田匡章君） 今変電所のことに関しまして、武蔵野の森公園でしょうか、事例等も含めて御紹介をいただいたところであります。

変電所に関して言えば、保存改修工事終わりました、来訪者の増加とともに新たな証言、それから資料等、見聞きするような機会も増えてきている状況にありまして、やはりこういった情報というのは正しく理解し、そして正しく発信していくことが大変重要であるというふうに認識しているところであります。

博物館の職員とは、日頃からももちろん連携図っておりますし、そういった情報も共有させていただいておりますので、今具体的な方法についてお示しすることはできませんけども、先ほど来申し上げているとおり、今変電所の周囲に設置されている、東京都が設置をした修景施設については、そういった誤解を招くような、招きかねないものであるということについては、機会を見て東京都に伝えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○市長（尾崎保夫君） 今課長が言ったとおりなんですけど、私自身は、御存じのようにあの変電所というのは歴史的な価値のあるものだというふうに思っています。東京都には当然ないですし、また日本中見渡してもああいうふうな形で生きている建造物、建物として保存されているものはほかにはないというふうには認識してるわけですけども、そういった意味で歴史的な価値のあるものだというのでありまして、その価値を毀損しているのが周りにあるモニュメントじゃないかっていう考え方もあるかなと今思ったりはしているわけですが、そういった意味では、これからもっともっと変電所のことについて調査をしていく必要があるのではないかなというふうにも思います。

また、私どものほうの市で作っている資料編の、「軍需工場と基地と人々」という資料編ありますけど、その中に写真がたくさん載ってるわけですけど、それ以外のところで東大和の写真、いろんな写真を見ると、空襲を受けてる、爆撃されてるそのものが写真としていろんなところに出てるわけです。東大和市の市史の中には出てこないということなんで、そういった意味では、まだまだいろんなところで調査するものがあるとおかしくないかなと思いますし、これは私のあれなんですけども、あそこの市史の116ページに写真が載ってるんですね。「ハの51」というエンジンではないかと言われてますけど、これは米軍が持ってっちゃったと言われてます。果たして今どこにあるのかなとかいうことで、そんなものがあれば返せと、そんなことを言ってもいいんじゃないかななんて思ったりもしてはいますが、これからさらにいろんな面であの建物、要するに東大和市の平和事業をさらに充実させていくという意味でさらに調査していてもいいのかなと、そんなふうにも思っているところです。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） ありがとうございます。

まさに市長の言うとおりに、私たちが思ってる以上にという表現は変ですけども、せんだって8月17日の東京新聞、戦争遺跡の保存っていう社説が出て、その中にあえて写真が、東大和市の戦災変電所が写真で使われてます。社説の中では、こうした貴重な戦争遺跡、ぜひ保存していくべきだと、ある面、全国のそういう例の中であえて東大和市の戦災変電所が取り上げられてる。つまり社説の中にもそこまで取り上げられている。

また、以前にも話した、御存じのように教科書の中にも載ってるわけです。東大和市のことがそういったところに載るっていうのは、本当この戦争遺跡、戦災変電所ぐらいいしかなないといったら変ですけども、逆に言うとそれだけ価値があって、高い評価を受けてるものであります。そういうことを考えると、よりいろいろなものをもっと調査すべきだと思ってます。

最近になってようやく、ほぼ間違いないだろうと思うのは、南面の壁面の銃撃の跡ですね。あれが単純に当初は爆弾の跡じゃないかと言われてたのが、いろいろ調べてみて、まさにアメリカのいわゆるそういう資料といえますか、アメリカ軍がいろいろ膨大に残した資料を丹念に拾って調べていく中で、あそこは戦闘機、いわゆる Mustang という戦闘機による機銃掃射によってできた傷跡という可能性が大変高い。それをいろいろ裏づけが最近できてきました。逆に言うと、まだ分かってないことがいっぱいあるんですね、変電所で。

あの傷跡が何でできたかも実は正確に調べられてなかったし、ましてこの周辺のいろいろ機器も、たまたま保存の経過であんなっちゃいましたけれども、やはり今もう一度、東京都に働きかけると、少なくとも管理をしている公園緑地部は、そういう調布のそういったところでの取組といい、今までと違った取組を始めていますから、当然そのときにやっぱり市のほうとしても担当者が行って、一緒に連携して、やはりどうしたらいいかっていう協議すべき時期に来てるんじゃないかと思います。単純にあそこのところは東京都のもですけども、逆に言うと東京都もそこまで、事務所にわざわざ、先ほど調布のところにはそういうプロペラまで常設展示してるわけですから、逆に言うと、東大和市の場合だったら、あそこの周辺のところも東京都と市が一体となって、そこをもっとより充実した戦災変電所に関する資料を置けるようなものを造っていいような、そういう場所にすべきだとか、そういう提言も話合いも今だったらできるような気がしております。

いずれにしても、そのためにもやはりそういう専門の人たちを招いてといえますか、どう変電所を、東大和市としては本当に平和の発信の一番のシンボルですし、これをもっと生かすためにもそういう専門の方々とかいろんな方たちを招いて、そういう変電所をより活用する専門委員会なりを設置して、その下で東京都にそう

いう提案をしていくっていう形が私は一番いいんじゃないかと思っております。

いろいろ見ていっても、本当に市民の方っていいですか、貴重なそういった体験をした方たちがほとんど今亡くなって、語れる方もいらっしやらない中で、建物そのものがもう歴史を物語る存在になっている事実もあります。

先ほどちょっと市長も「ハ51」のエンジンのこともおっしゃってました。あの「ハ51」はたしかいわゆる幻の「富嶽」計画っていう、日本軍が当時、アメリカ本土をも爆撃しようという大型の爆撃機を計画してた、そのエンジンの一部じゃないかっていうことで、米軍、アメリカ軍は真っ先にそれを持っていきました。恐らくどこかにそれは、アメリカのことですから、ある、残されてる可能性もありますし、本当にそういう戦争遺跡保存の関係者で毎年のようにアメリカに行って、そういう公文書館に行っているんな資料を調べてる方たちもいらっしやいますので、そういった人たち連携すれば、もしかしたらどこかにそれが見つかる可能性もあります。いろんな資料もまだまだ出てくる可能性があります。

ですから、できればこれも東大和市が中心となり、市が中心となってそういったものも本当は発掘調査、研究できたら、大変私は市にとっても平和事業としてすばらしいものができるんじゃないかと、そう思っております。

ですから、ぜひともそういった観点で今後も取り組んでいただきたいことを要望して、私の一般質問を終わります。

○副議長（佐竹康彦君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○副議長（佐竹康彦君） 次に、16番、荒幡伸一議員を指名いたします。

〔16番 荒幡伸一君 登壇〕

○16番（荒幡伸一君） 議席番号16番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、令和4年第3回定例会における一般質問を行わせていただきます。

今回私は、大きく3点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、物価高騰対策についてであります。

公明党は、国民生活を守るため、実効性のある物価高騰対策を講じるよう政府に求めてきました。今回の物価高騰対策は、さきの通常国会で成立された今年度補正予算の予備費を使用した第1弾であり、直近の課題である食料品と電気代の価格高騰に対応したものであります。

肥料価格をめぐっては、ウクライナ情勢を受け、肥料原料の産出量が多い国からの輸出が停滞し、国際市況が高騰、肥料原料を輸入に依存する日本も影響を受け、全国農業協同組合連合会——JA全農は、6から10月の肥料の販売価格について、前期、昨年11月から今年5月に比べ最大94%値上げすると発表しました。農業者の負担が重くなるほか、農産物価格の上昇も懸念されています。価格高騰時に農業者を支援する仕組みは配合飼料や燃油にはありますが、肥料向けにはありません。

そこで、令和4年5月31日の参議院予算委員会で公明党の伊藤孝江議員は、支援を求める農業者の声を踏まえ、生産者への直接的な支援の検討も必要だと主張し、当時の金子農林水産大臣より「検討を進めたい」との答弁を引き出し、岸田文雄首相が6月28日の記者会見で、新たな支援金の仕組みを創設し実施することを表明しました。

肥料の高騰は農業経営に大きな影響を及ぼします。農業者を支援し生産拡大を後押しすることは、物価高に苦しむ消費者の利益にもつながります。

そこで、以下お伺いいたします。

①といたしまして、中小企業者等燃料費支援事業について。

ア、現在の申請状況について。

イ、周知方法等、今後の課題について。

②といたしまして、肥料価格の高騰に苦しむ農業者を対象とした支援制度について。

ア、対策のポイントと支援制度の概要について。

イ、見込める効果について伺います。

次に、2点目といたしまして、制服や学用品のリユースについてであります。最初に、中学校の通学等で使用している服につきましても、本来標準とする服で標準服といいますが、一般の方に分かりやすくするため、あえて制服と表現させていただきますので、御了承ください。

中学校や高校の制服は値上がりが続いています。総務省の小売物価統計調査によりますと、全国の男子用学校制服の一着の価格は、2015年1月時点の3万1,361円に対し、今年1月時点では3万6,607円と約5,000円も上昇しています。各学校がメーカーや取扱店を指定して競争が働きにくいゆえ、少子化が進んで取扱量が減っていることが背景にあると見られます。入学準備のときに費用の高さを知り、驚く保護者も少なくありません。制服は選択肢のない必須の買物で、負担も大きくなります。その分、不要になっても捨てずに持っている家庭が多く見受けられます。制服のリユースは、双方のニーズを支援できる取組であると考えます。

そこで、以下お伺いいたします。

①といたしまして、本市における現在の取組状況と実績について。

②といたしまして、不要となった制服及び学用品の回収方法と、必要とする方への受け渡し方法について。

③といたしまして、制服及び学用品のリユースに対する本市の考え方と今後の取組について。

④といたしまして、近隣市の取組状況について。

⑤といたしまして、相模原市では、学生服をリユースすることで、廃棄衣類の削減、障がいのある方の活躍の推進、経済的な困難を抱える家庭の学生服購入の負担軽減などを図り、SDGsのゴールである「つくる責任 つかう責任」「人や国の不平等をなくそう」「貧困をなくそう」に寄与することを目指す取組として「ツナグ回収ボックス」を設置しています。同様の取組は効果的であると考えますが、市の見解を伺います。

最後に、3点目といたしまして、選挙の投票率及び利便性の向上についてであります。

投票率の問題は過去にも取り上げておりますが、とりわけ若者の政治離れが深刻化しているように思います。日本の10代、20代の投票率は40%前後と諸外国と比べてかなり低い状況です。

18歳引下げは、少子高齢化・人口減少社会を迎えた我が国において、日本の未来を担う存在である10代にもより政治に参画してもらうことを目的として導入されました。選挙は民主政治の基礎であり、国民が主権者として政治に参加する、このことが民主政治の健全な発展につながり、積極的な投票参加が欠かせないものだと考えます。

公職選挙法第6条では、選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めなければならないと指定し、常時啓発の責務とされています。国、都、区市町村それぞれのレベルで、選挙時だけでなく、常時の活動として様々な取組がなされていますが、若い有権

者の投票率が低いのは、他の世代に比べて政治的関心、投票義務感、政治的有効性感覚が低いからであると考えられています。

一方で、御高齢の方などからは、投票に行きたくても体が思うように動かなく、外に出ることができない、交通手段がない、投票所に行くのが不便で何とかしてほしいなどの御意見を伺っております。

そこで、以下お伺いいたします。

①といたしまして、これまでにどのような検討がなされてきましたか。

②といたしまして、近隣市の取組状況について。

③といたしまして、新型コロナウイルス感染症の療養によって、外出自粛要請を受けた方が投票できる特例郵便等投票の実績について。

④といたしまして、高齢化が進む一方で、投票に行きたくても行く手段がない方等への支援策についてお伺いいたします。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひいたします。

[16番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、中小企業者等燃料費支援事業の申請状況についてであります。令和4年8月31日現在個人事業者、法人合わせ申請件数は166件、申請額は2,005万円であります。

次に、中小企業者等燃料費支援事業の周知及び今後の課題についてであります。周知につきましては、市報及び市公式ホームページ、東大和市商工会ホームページに掲載するとともに、市内の公共施設やモノレール駅及び金融機関店舗等にチラシを配置しているところであります。

また、農業者及び認定農業者に対しましては、東京みどり農業協同組合や認定農業者部会の御協力をいただき、対象者へ直接チラシ配付をしたところであります。

課題につきましては、申請期間である9月30日までに、対象となる方々に一人でも多く申請いただけるよう周知を徹底することだと認識しております。

次に、肥料価格の高騰対策としての支援制度についてであります。肥料価格の高騰による農業経営の影響を緩和する対策につきましては、農林水産省が肥料価格高騰対策事業として実施を予定しております。

制度の概要としましては、海外の原料に依存している化学肥料を低減し堆肥等の国内資源を活用する取組を行う農業者に対し、肥料コストの上昇分の一部を支援するものであり、10月頃から申請が始まる予定と聞いております。

市といたしましても、引き続き情報の収集に努めてまいります。

次に、支援制度の効果についてであります。化学肥料につきましては、原油価格の高騰等により原料の国際価格が大幅に上昇し、価格が急騰しているところであります。

こうした中、国が進める肥料価格高騰対策事業によりまして、市内農業者が受ける価格高騰の影響の緩和が見込めるものと認識をしております。

次に、標準服や学用品のリユースについてであります。現在市内の中学校における標準服のリユースにつきましては、各学校の保護者の皆様を中心となって実施しているところであります。

また、学用品のリユースにつきましては現在行っておりません。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、選挙の投票率と利便性の向上についてであります。東大和市選挙管理委員会では、これまでも投票率や利便性の向上について意見交換などを行ってきたところであります。

現時点では具体的方策を見いだすまでには至っておりませんが、引き続き、東大和市明るい選挙推進委員会とも連携しながら、一人でも多くの選挙人に投票していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、近隣市の取組状況についてであります。投票率の向上に向けた取組につきましては、主に成人式での啓発活動や投票を促すポスター展などが行われております。

また、利便性の向上に向けた取組につきましては、主に当日投票所や期日前投票所におけるスロープの設置や職員による介助などが行われております。

次に、新型コロナウイルス感染症の療養者に対する特例郵便等投票についてであります。実績につきましては、令和3年10月に執行されました衆議院議員選挙ではゼロ人、令和4年7月に執行されました参議院議員選挙では2人でありました。

次に、高齢者に対する投票の支援についてであります。投票所までの移動支援や移動式期日前投票所につきましては、他県において実施している自治体がありますが、有権者数の少ない地域に限定されており、東京のような大都市圏にはなじまない制度であると認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） それでは、標準服や学用品のリユースの取組状況と実績について御説明いたします。

現在市内の中学校における標準服のリユースにつきましては、PTAなどが中心となって実施しておりますが、実績につきましては詳細を把握しておりません。また、学用品のリユースにつきましては現在実施していない状況であります。

次に、不要となった標準服の回収と受渡しについてであります。各学校により取組内容は異なっておりますが、PTAなどが保護者会において回収し、入学説明会などで展示して、必要とする方へ渡していると伺っております。

次に、標準服及び学用品のリユースに対する当市の考え方と今後の取組についてであります。標準服や学用品のリユースにつきましては、必要とする方が比較的安く購入することができ、資源の有効活用につながる非常によい取組であると認識しております。

今後の取組としましては、当市の実情に合う参考事例などについて、引き続き情報収集してまいりたいと考えております。

次に、近隣市の取組状況についてであります。いずれの市も当市と同様にPTAなどによる保護者会を活用した対応となっております。武蔵村山市におきましては市民総合センター内に回収ボックスを設置していると伺っております。

次に、相模原市で行われている標準服のリユースにつきましては、SDGsの達成に向けた取組として承知しているところであります。

本市におきましては、既に各学校の保護者会によるリユースの取組ができているため、新たな取組を行う予定はございません。相模原市の事例を含め、本市においてさらなる効果が期待できる取組につきましては、今後学校を通して保護者に情報提供したいと考えております。

以上です。

○副議長（佐竹康彦君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時57分 休憩

午後1時27分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開催されておりますので、ここで議会委員会委員長、東口正美議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 登壇〕

○18番（東口正美君） 休憩中に議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

本日午後5時30分頃までに全ての一般質問が終了すると見込まれる場合は、あらかじめ、議長発議により会議時間の延長を行うことと決定いたしました。

また、本日中に全ての一般質問が終了した場合は、9月7日水曜日及び8日木曜日を休会とすることと決定いたしました。その際、本日の本会議終了前に休会の議決を採ることになりますので、全員協議会室等で一般質問をお聞きの議員につきましては、一般質問が全て終了するまでに本会議場にお戻りいただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 東口正美君 降壇〕

○議長（関田正民君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

○16番（荒幡伸一君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず、物価高騰対策についてでございますけれども、中小企業者等燃料費支援事業費につきましては、コロナ禍における燃料費高騰の影響を受けた事業者への支援として取り組んでいただいております。8月1日から既に申請も始まっておりますことから、初めにその状況について伺わせていただきます。

先ほど市長のほうからは申請件数や金額の御答弁をいただきましたが、これまでの申請状況など、もう少し詳しくお聞かせいただければと思います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 中小企業者等燃料費支援金の申請状況について御説明いたします。

商工会に確認しましたところ、7月から中小企業者等燃料費支援金について新聞折り込みなど周知された後、市報やチラシ等を御覧になられた方から、この業種は支援金の対象になるのか、また商工会へ直接申請に伺えない場合はどのように対応したらよいかなど、専用電話、窓口へのお問合せ案件に対応したと伺っております。

支援金申請者は、申請書に加え、令和4年1月から7月までの燃料費に係る領収書等の写しの添付が必要なことから、8月1日以降、受付を開始しております。

申請受付状況につきましては、1週間で約40件のペースで申請があり、窓口への申請件数が約7割、電子申請での申請件数が約3割と報告を受けております。また、農業者からの申請については、産業振興課窓口で受け付けております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。申請状況につきましては分かりました。

中小企業者等燃料費支援事業費の支援金については、ガソリン代をはじめとした燃料費高騰に対する支援でありますので、私といたしましては、9月末までの申請期間に多くの市内個人事業者、法人、農業者に申請してほしいものと思っておりますし、情報提供も引き続き行ってまいります。これまでに実際お会いした方との話の中で、今回の支援金について知らなかったですとか、申請先が商工会であるため、商工会に入っていないから対象にならないのではないかなどというお声を頂いておりました。

そこで、イの周知方法についてでございますけれども、先ほど市長からは、チラシの配布などで様々御対応いただいている旨の御答弁をいただきましたが、事業周知など、改めて今後の対応についてはどのように考えているのかお聞かせください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） ただいま議員から頂いたような商工会に加入していないと対象にならないのではないかとといった誤解が生じないように、改めてSNSによる周知に加え、市報9月15日号において再度周知を考えております。

市長の答弁にもございましたが、支援事業の周知につきましては、市報及び市公式ホームページ、東大和市商工会ホームページへ掲載、商工会で作成したチラシ、今回2万部を新聞折り込みで配付、市内公共施設や多摩都市モノレール駅及び市内金融機関店舗等にチラシを配置するなどの対応をしているところであります。

さらに、金融機関担当者を通じまして、市内取引先であります事業者の方々に対し、支援事業の周知に御協力をいただいていると聞いております。

また、農業者及び認定農業者に対しましては、東京みどり農業協同組合支部回覧を通じて、各組合員へのチラシ配付、認定農業者部会の役員の方々への御協力をいただき、対象者へ直接チラシ配付などを行っております。

市といたしましては、東大和市商工会、JA東京みどりなどの関係機関の御協力をいただきながら、引き続き周知に努めてまいります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 引き続き事業の周知に努めていただくとともに、支援金を受けられるこの申請対象者が増えることを期待しております。

それでは、次の肥料価格の高騰に苦しむ農業者を対象とした支援制度に移りますけれども、先ほど市長の御答弁にありました国の肥料価格高騰対策事業の概要につきましては、壇上でも述べさせていただきましたが、令和4年6月、我が党の伊藤孝江参議院議員が当時の金子農林水産大臣に対して、肥料高騰対策を柱とする食料の安定供給に向けた緊急要望を踏まえ、生産者や産地が前向きに農業を続けていくための支援として検討が進められた結果と認識をしております。

事業の内容について、改めてどのような内容なのかお聞かせいただけますでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 国の肥料価格高騰対策事業の内容につきましては、肥料価格の高騰による農家経営への影響を緩和するため、化学肥料の2割低減の取組を行う農業者に対して、肥料コスト上昇分の7割を支援するものであります。

生産者である農業者の参加要件としましては、化学肥料の2割低減を実現するため、取り組むメニューの中から2つ以上実施すること、取組は本年から2年間に実施することなどが示されております。国は、2030年までに化学肥料使用量を20%低減する目標を掲げているものでございます。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。農業者に対する国の支援制度は分かりました。これから細かい内容については決まっていくのだろうというふうに思いますので、注視をしていただけますようよろしくお願いをいたします。

このほか、農業者に対する支援について、市は連携を図るJA東京みどり、農協などにおける農業者に関する支援制度情報など、把握しているものがありませんでしたら教えてください。

- 産業振興課長（佐伯芳幸君） 農業者への支援につきましては、東大和市を含みますJA東京みどり農協におきましては、国からの支援制度の取扱いについて現在検討していると伺っております。

また、JA東京みどり農協の上部団体でありますJA東京中央会において、令和4年、緊急対策として都市農業収益向上緊急対策事業を通じて、農産物の加工や販売のために機器等の導入への補助制度を周知したことを聞いております。

さらに、JA東京みどり農協においては、肥料コスト低減のため、農地の土壌診断を無料で実施する制度が周知され、市内農業者が申込みをされた実績があることを聞いております。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

物価高騰対策については、国や市、外部団体などによって事業者や農業者を支援する制度であります。ぜひ対象となる方には活用していただき、この負担の軽減を図っていただきたいというふうに思っております。私も率先してPRさせていただきますので、市でも引き続き周知に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

また、農業者を支援して生産拡大を後押しすることは、物価高に苦しむ消費者への利益にもつながりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の項目に移ります。

制服や学用品のリユースについてでございますけれども、①の当市における現在の取組状況と実績についてでございますけれども、教育長の御答弁では、学用品のリユースについては現在実施していないとのことでしたが、過去に実施していたことはあるのかどうかお聞かせいただけますでしょうか。

- 教育総務課長（斎藤謙二郎君） 詳細につきましては不明でございますが、数年前に市内の小学校におきまして使わなくなった体操着や教材、こちらを持ち合って、自由に持って行ってよいという取組をしたことがあると聞いております。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） それでは、標準服以外にリユースを行っているものはあるのでしょうか。

- 教育総務課長（斎藤謙二郎君） 全ての学校ではございませんが、上履き、体育館履き、体操着、あと校章、クラス章などについてリユースを行っている学校がございます。

以上でございます。

- 16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

次に、②不要となった制服及び学用品の回収と、必要とする方への受渡し方法について、1点確認なんですけれども、制服のリユースにおける受渡しについてはPTAなどの保護者会が行っており、学校や教職員は関わっていないという、こういう理解でよろしいのかどうかお聞かせいただけますでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 標準服のリユースにおける回収や必要とする方へのお渡しにつきましては、PTAなどの保護者会による対応が多いんですが、学校によっては教職員も一緒に対応しているところもあると聞いております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では次に、③制服及び学用品のリユースに対する当市の考え方と今後の取組についてですが、教育長の御答弁では、市としても資源の有効活用などの観点からよい取組であるとのことでしたが、何かその取組についてさらに推進させる手法など、考えていることがありましたらお聞かせください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 標準服等のリユースのさらなる推進についてでございますが、現時点におきましては特にございません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 特にないということで承知をいたしました。

次に、④近隣市の取組状況についてですが、武蔵村山市では市民総合センター内に回収ボックスを設置しているとのことでしたが、もう少し市の関わりなど運用の詳細が分かりましたら教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 武蔵村山市の市民総合センター内に設置している標準服の回収ボックスの運用についてでございますが、市内にある標準服のリユース事業者が回収用ボックスを設置し、定期的に回収をしていると伺っております。

また、市におきましては設置に係る使用許可を行っているのみで、回収ボックスの管理等は行ってないと伺っております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 武蔵村山市のこの取組については、ちょっと私も調べさせていただいたんですけども、立川経済新聞の記事を少し紹介させていただきたいと思います。

学生服リユースショップの「さくらや立川店」、武蔵村山市の大南にあるということですが、卒業で不要になった学生服の回収ボックスを各所に設置し、査定額を寄附する活動を行っている。その学校、幼稚園に通う予定の人と既に通っている人が着るために学生服をリユース販売するシステムが学生服リユースショップ「さくらや」ということです。困窮家庭や入学準備が大変な家庭に安価でつなぐことができ、学生服の洗濯は障害者施設の人の仕事に、刺しゅう取りは地域の高齢者の仕事に回すなどして仕事の循環を生み出している。

併せて、回収ボックスに寄附された学生服は査定額を内閣府の「子供の未来応援国民運動」へ寄附し、子供食堂や子供の貧困対策へ役立てる活動をしているということで、この店の店長さんは、周りのお母さんたちから、「学生服をそろえるのが高い」、また「お下がりもらえないかな」とか、「サイズアップしたらまたこの値段で買わないといけないと思うと家計がきつい」などの声を聞き、ちょうどそのときにメディアで紹介されていた「さくらや」のシステムを見て、こんな店が近くにあったらいいなと思い、それなら自分が「さくらや」をやってみよう、お母さんたちの助けになればと思いオープンしたというふうに話しております。学生服はとても丈夫にできているので、メンテナンスやクリーニングをすればまだまだ着れるものが多い。リユース品でも、そのお子さんにとっては新しい学生服となる。大切につないで、本当に必要としている次の家庭へバトンタッチするお手伝いをさせていただきたい。卒業やサイズアウトなどで不要となった学生服をぜひ寄附してい

ただければと呼びかけるとの内容でございました。

次の⑤の相模原市の事例と同じような取組をしているわけでございますけども、本市においても導入することはできないのかどうかお尋ねをいたします。

○**教育部長（小俣 学君）** 相模原市の事例につきまして確認をいたしましたところ、市のほうではあまり関わっておらず、市内の制服等のリユースの事業者が活動を担っているということで伺っております。

本市におきましては、既に各学校の保護者会によりますリユースの仕組みができておりますことや、現時点におきましては市内に制服等のリユース事業者が確認できていないことから、相模原市と同様の取組を行うことは難しいかなというふうと考えているところでございます。

しかしながら、相模原市の事業者が取り組んでいる制服のリユースの事業につきましては、先ほど議員からお話がありましたとおり、SDGs 17のゴールのうち、目標12の「つくる責任 つかう責任」、それから目標10の「人や国の不平等をなくそう」、そして目標1の「貧困をなくそう」の3点について同時に取り組めるよい取組であるというふうに認識しておりますことから、相模原市の取組も含めまして、本市でさらなる効果が期待できる取組につきましては今後保護者会に情報提供してまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

行政が直接的に取り組んでいる内容ではないので難しいのかもしれませんが、今部長のほうから御答弁でもございましたけども、SDGsのゴールである「つくる責任 つかう責任」「人や国の不平等をなくそう」「貧困をなくそう」に寄与することを目指す取組としての観点から、循環型社会の構築を目指してぜひ前向きに検討していただくよう要望いたしまして、次の項目に移らせていただきます。

次に、選挙の投票率及び利便性の向上に向けた検討状況について、先ほどの市長の御答弁では、現時点では具体的方策を見いだすまでには至っていないとのことでしたが、本市においてこれまで行ってきた取組についてお伺いをいたします。

○**選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君）** これまで行ってきました投票率及び利便性の向上に向けた取組につきまして、主立ったものを御答弁させていただきます。

初めに、投票率の向上に向けた取組であります。明るい選挙推進員による街頭啓発や市内商業施設における店内放送、成人式における「ひとこと投票」、市立小・中学校の児童・生徒を対象としたポスター展などがございます。

また、厳密には啓発ではございませんが、毎年、東京都立東大和南高校に伺いまして、東京都選挙管理委員会が行う主権者教育の補助を行ってまいりました。

次に、利便性の向上であります。市長答弁にもございました投票所におけるスロープの設置や職員による介助のほか、市内15か所の投票所の全てに車椅子を配置しております。

本市では、弱視の方が投票用紙への記載を容易にする筆記用枠という道具も全ての投票所に備えているところでもあります。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

様々な取組を行っていることは理解をいたしました。

各種施策を講じて、投票率や利便性を飛躍的に向上させるような具体的方策を見いだすまでには至って

ない、見いだすことは難しいといったところというふうに推察をいたしますが、投票率を上げるためには、投票を行わない人たちに投票していただく必要があるわけでございます。

このような人たちに対するアプローチについて考えがありましたらお聞かせください。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 選挙における投票につきましては、民主主義の根幹をなすものであり、主権者として政治に参加する貴重な機会であります。

今後も投票することの重要性を訴えながら、主権者として大切な一票の権利を行使していただくよう、引き続き地道に啓発活動を着実に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 八王子市では、若い方に防災無線を使ってアナウンスをしてもらい、若年層の啓発を行っていました。当市でも、私の記憶の中では選挙当日にこのアナウンスをしていたように思うのですが、そのような取組も効果的だというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 防災行政無線の活用についてであります。記録が残っていませんが、以前には投票日当日に放送していた経過はございましたが、聞きづらいですとか、音が大きいなどの苦情が寄せられましたことから、現在では放送いたしておりません。

また、若年層の方への選挙の周知啓発につきましては、多くの若い方が利用されておりますLINE等の東大和市公式のSNSを通じて周知を図っております。

若年層の方々への選挙啓発につきまして、様々調査研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 当時よりも随分とこの防災行政無線も聞きやすくなったというふうに思いますので、御検討をいただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

では、②の近隣市の投票率向上の取組状況については、当市でも実施している内容のようですけども、当市も含めて成果が現れているとはなかなか言えないようでございます。

一方、他県の事例となりますけども、投票を済ませた方が受け取れるこの投票済証明書にキャラクターを入れたところ、投票済証に人気が出ているとの報道を目にしましたけども、当市でもそのような取組ができないのかお伺いをいたします。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 投票を済ませた方が受領することができる投票済証であります。国政選挙と都政選挙につきましては作成されました投票済証が市に届けられますが、市議会議員選挙及び市長選挙につきましては市が独自に作成をいたしますので、投票済証に東大和市観光キャラクターのうまべえを入れることを含め、他市状況を参考にしながら調査、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしく申し上げます。

また、投票済証明書の交付を受けて、投票済証をお店に持参して割引等のサービスが受けられる、いわゆる選挙割を行っている地域もあるようございますけども、選挙啓発事業として選挙管理委員会が主導的に行って、商工会や商店会等をお願いするようなことはできないのかどうかお伺いをいたします。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 商店街等が投票済証を持参した方に商品の割引などのサービスを行う取組、いわゆる選挙割ですが、投票率の向上や商店街の活性化を目的に行われている限り、公職選挙法上の問題になることはございません。

しかしながら、本来選挙権は本人の自発的意思によって行使すべきものであります。サービスの提供によって投票誘導をすることは公職選挙法の目的に沿ったものとはならないことから、選挙管理委員会が主導的に行うことはできないものと考えてございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 分かりました。前向きに御検討いただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

次の③新型コロナウイルス感染症の療養者に対する特例郵便等投票の実績につきましては、先ほどの市長の御答弁で分かりました。収束がなかなか見えない中で自宅療養を余儀なくされている方でも投票ができる仕組みができたということで、今後も個人情報の取扱いには十分留意をしていただき、実施をしていただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。これは意見でございます。

それでは、最後の④に移りますけれども、新型コロナウイルスに感染していなくとも、高齢者等が投票に行きたくても行く手段のないときの支援策について市が考えていることがありましたらお聞かせいただけますでしょうか。

○選挙管理委員会事務局長（井上昌弘君） 投票しやすい環境を整えることは、有権者の投票行動を促す上で重要な要素であると認識しております。

一方、移動支援や移動式期日前投票所を実施している自治体は、人口規模が小さい自治体であったり、投票所を減らした代替措置として実施しているのが現状であります。

当市の当日投票所は15か所あり、少ないところでも1か所約3,300人の有権者がいますことから、移動支援や移動式期日前投票所の実施につきましては困難であると考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

お話を聞かせていただいて、なかなか環境を整えるのは難しいなというふうに思いましたが、過去のこの一般質問でも訴えさせていただきましたように、この投票率の向上を目指して様々な対策を講じることによって思わぬ副産物が生まれるものだというふうに思っております。

今でも御苦勞、御努力をされていることは確認をさせていただきましたけれども、さらに研究していただくことを要望いたしまして、今定例会での私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（関田正民君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（関田正民君） 次に、5番、森田真一議員を指名いたします。

[5 番 森田真一君 登壇]

○5番（森田真一君） 議席番号5番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

それでは、大項目の1ですが、「国葬」の対応についてです。

①として、令和4年7月8日、選挙遊説中の安倍晋三元首相が暴漢に銃殺されるという大変痛ましい事件が起きました。氏の冥福を祈るとともに、凶行の真相が解明されることを強く望みます。

一方で、岸田内閣は令和4年9月27日に安倍氏の「国葬」を実施すると閣議決定をしました。私どもは、旧

憲法下において現行憲法の趣旨に沿わない国葬令は既に廃止をされており、「国葬」自体は行うべきではないと考えています。

少なくない市民が、計画通りにこの「国葬」が実施された場合、市の公共施設や小・中学校などで、記帳台の設置、半旗の掲揚、黙とうなど職員や生徒に対し事実上の弔意の強要と受け取られかねない「雰囲気づくり」が行われるのではないかと懸念をしています。市の考えを伺います。

大項目の2は、平和施策についてです。

①として、ロシアによるウクライナ侵略に対し、令和4年3月2日付で市は、プーチン大統領宛に抗議文を送りました。その後事態は悪化の一途をたどっており、チェルノブイリやザポロジエで原発の施設が攻撃に遭い、あわや核災害となる緊迫した事態に至っています。

アとして、平和首長会議の加盟都市である当市から10月の平和首長会議開催を前に再度ロシア政府に対して書簡を送るなど自制を求める行動が必要と考えますが、市の見解を伺います。

イとして、世論の一部には、日本の安全保障のためにはよりアメリカの核戦略態勢に深く組み込まれることが不可避だとするいわゆる核抑止論・核の傘論が強まっているのではないかと懸念をします。これは、ウクライナ侵略の例で言えば他国への武力行使を禁ずる国連憲章に違反している事実を脇に置き国際平和を軍事的均衡のみに還元する誤った認識に基づくものと考えます。核兵器禁止条約はこの考え方を明確に否定していますが、わが国の核兵器禁止条約の批准について、平和都市宣言を行っている当市の見解を伺います。

②として、平和首長会議では、8月6日や9日に加え、9月21日の「国際平和デー」に市民一人ひとりが平和への願いを共有し、その実現を祈念する行事を開催することを加盟自治体に呼び掛けています。その内容や実施についての市の見解を伺います。

③として、全国各地で地域の遺族会や被爆者団体が会員の高齢化等により解散しているという報道がされています。当市の戦没者遺族支援事業の現状や課題について伺います。

大項目の3では、ジェンダー平等の推進についてです。

①として、内閣府は、令和4年6月、国として初めてとなる若年層の性暴力被害の実態調査の結果を発表しました。回答者の26.4%が、何らかの性暴力により被害を受けたことがあると答えています。DVや痴漢などあらゆる性暴力を根絶するための対策について、これまでの市の対応と今後の課題を伺います。

②として、令和4年11月より、東京都が、パートナーシップ宣誓制度を開始することになりました。これに伴う市の対応について準備状況や今後の課題を伺います。

大項目の4では、市の水害対策について伺います。

①として、毎年各地で大規模な水害が発生しています。しばしば水害に襲われる九州・四国地方だけではなく近年では東北・北海道といったこれまでの経験では予想がつかないような大水害も起きています。当市での大雨洪水対策の現状と今後の課題について伺います。

大項目の5では、公共施設等総合管理計画等と市財政への影響について伺います。

①として、市の公共施設等総合管理計画及び公共施設再編計画について、計画の考え方や市財政への影響についての市の認識と今後の課題を伺います。

再質問につきましては、自席にて行わせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

[5 番 森田真一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、今回の「国葬」に関する市の考えについてであります。現時点におきましては、国葬に関する国からの通知は発出されておられません。

市といたしましては、今後国から発出されます通知を踏まえ、国葬の対応につきまして検討してまいります。

次に、ウクライナ侵攻に対し再度ロシアに自制を求めることについてであります。ロシアによるウクライナ侵攻は、平穏に暮らす罪のない多くの人々に多大な辛苦と犠牲をもたらし、同時に、平和を願う多くの国々の意思を踏みにじり、国際社会の不安と憤りを助長するものであります。

当市では、既にロシア連邦大統領及び駐日ロシア連邦大使に対し抗議文を送付するとともに、現在変電所の外側の柵に「NO WAR」と記載した横断幕を掲げ、戦争に反対する旨の表明を行っているところであります。このため、現時点では、再度抗議文など書簡を送付することは考えておりません。

次に、日本政府の核兵器禁止条約の批准についてであります。市ではこれまでも、平和市民のつどいにおける署名コーナーの設置や平和首長会議などを通じて核兵器廃絶に向けた取組を行ってきたところであります。

引き続き、平和都市宣言に基づいた平和事業及び平和首長会議の活動を通じて、核兵器のない世界の実現を目指してまいりたいと考えております。

次に、「国際平和デー」に合わせた記念行事の開催についてであります。「国際平和デー」は、国連が9月21日を国際平和の実現を祈念、推進するための日として定めたもので、平和首長会議では、加盟都市等に対し、「国際平和デー」に市民一人一人が平和への願いを共有し、その実現を祈念する行事を開催するよう呼びかけを行っています。

現在当市では8月を平和月間として定め、平和市民のつどいをはじめとする各種催物等を開催しておりますことから、当該日に記念事業等を開催する予定はありません。

次に、戦没者の遺族支援についてであります。現状につきましては、遺族会に係る側面的支援、殉国慰霊塔の維持管理、戦没者追悼式の実施及び国の戦没者遺族特別弔慰金の受付事務を行っています。

課題といたしましては、戦没者追悼式の実施場所となる殉国慰霊塔が高台に立地しており、御遺族の高齢化に伴う移動の負担や参列者の新型コロナウイルス感染対策などであると認識をしております。

次に、性暴力を根絶するための対応と今後の課題についてであります。市におきましては、暴力に対する認識を高めるため、第三次男女共同参画推進計画に基づき、パネル展や市公式ホームページ及びSNS等を活用し、様々な周知、啓発を実施しております。

今後におきましても、社会全体であらゆる暴力を許さぬ意識を高めていくため、効果的に周知、啓発していくことが課題であると認識をしております。

次に、パートナーシップ宣誓制度の開始に伴う市の対応についてであります。市といたしまして、第三次男女共同参画推進計画に基づき、性的少数者への理解を促進する事業を継続して行うとともに、当該計画や関連する事業に与える東京都パートナーシップ宣誓制度の施行に伴う影響等について調査、研究してまいりたいと考えております。

次に、当市における大雨洪水対策の現状と今後の課題についてであります。ソフト面の対策といたしまして、市民が浸水等のリスクを把握し適切な避難行動を取ることができるよう、浸水予想区域や土砂災害警戒区域等を記載したハザードマップを配布するとともに、避難所の円滑な開設・運営のための訓練を実施しているところであります。

ハード面の対策といたしましては、道路冠水などによる浸水被害を軽減するため、雨水排水施設の能力確保や雨水浸透施設の設置などの取組を継続して実施してまいります。

また、東京都による河川整備事業や空堀川上流雨水幹線整備事業が進められており、市としましては、当該雨水幹線整備事業に合わせ、公共下水道雨水整備事業の実施に向けた準備を進めております。

今後の課題についてであります。台風や豪雨の際の初動対応の迅速化を図ることなどが課題であると認識しております。

次に、公共施設等総合管理計画等の考え方や市財政への影響についてであります。公共施設等総合管理計画は、建築系の公共施設の更新に際して多額の財源不足が見込まれることから、40年間で約20%の床面積を縮減する目標を定めています。

公共施設再編計画は、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の総量縮減と配置の適正化を図りながら計画的に更新を進めることを主眼とした計画であります。

市財政への影響といたしましては、多額の更新費用に対し、現時点で起債を主な財源として事業に着手せざるを得ないことから、後年度の財政運営への影響が懸念され、課題となっております。

ついては、特定財源の確保と基金への積立てが極めて重要でありますので、引き続きこれらに尽力してまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 8分 休憩

午後 2時13分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（森田真一君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

初めに、この国葬の対応についてなんですけども、この質問を提出した後の8月26日、官房長官が、政府から地方自治体や教育委員会などに対し弔意表明の協力は求めない方針を明らかにしました。

記帳台の設置や半旗の掲揚、黙禱など当市の独自判断で行うことがあるのかということ再度伺います。

○総務部長（矢吹勇一君） 先ほど市長より答弁がございましたとおり、今後国から発出されます通知あるいは国の方針を踏まえて国葬の対応について検討してまいります。

以上です。

○5番（森田真一君） そういう意味でいうと、国の方針は既に今言いましたけど、出てるんですよね。ですから、次に何か出てくるのを待つということは、やっぱり気が変わりましたので、何か弔意を示すようなあれこれの行動をやってくださいっていうことが出るときは新たにには出てこないわけですから、それは、同じ話の繰り返しになってしまいますけれども、この松野長官の8月26日に表明した立場で市も対応していただきたいということを述べておきたいというふうに思います。

この国葬については、取りあえずは国の話でありますので、ここではそんなにあれこれ言いませんけれども、既に多くの方が御存じのとおり、国葬に関しては8月上旬から新聞各社等の世論調査の中でも、賛成よりも反

対の方のほうが多いということ、これは結果的には政権の支持率にも大きく影響してきているということ、それから今回の9月の東大和市議会の中では2本陳情も上がって、私今求めているようなことと内容的にはほぼ同じかというふうに思いますけども、中止すべきだという立場で意見を表明する陳情が上がっているというようにも伝えておきたいというふうに思います。

特に皆さん大きく御心配されているのは、今お金の問題に限っていうと、政府は2億5,000万円、この国葬に経費かかるんだというようなお話をしているわけではありますが、過去の様々な国の行事、特に外国からお客様を迎えるような行事の例でいうと、比較的近い例でいうと天皇陛下が即位されたときに皇位継承式典やりますけども、このときには本体部分のお金は別としても、警視庁では38億円の警備費用がかかったりとか、外務省がこのお客様の接待をするのに50億円からのお金がかかっていると、多額のお金をかけて、今法的な根拠もなくこういったことをやること自体がいいのかということも問われているところかというふうに思います。これにつきましては、総務委員会でもこの陳情かかるということですので、またそこでも大いに議論をしていきたいというふうに思います。

この項は終わります。

次に、平和施策についてであります。変電所跡に「NO WAR」と記載をした横断幕をかけていただいているということは当市からの明確なメッセージとなっていると思います。私どもも毎年7月に行われている原水爆禁止平和行進というものがありますが、これに参加をして、その途中でこの変電所跡の見学をさせていただいたところ、ちょうど三多摩にこういう施設があるということを知りつけた他市の方が、観光バスを仕立てて見学にきたというところに出くわしました。平和のセンターとしての当市の戦争遺跡が反戦の意思を伝えることに役立っているということは非常に誇らしいというふうに私はそのとき思いました。

8月20日の平和のつどいでは、核兵器禁止条約早期批准を求める署名のブースが設置されました。核兵器禁止条約早期批准を求める市の積極的な立場を評価いたします。

国際平和デーの行事につきましては、その趣旨に沿った事業を8月に集中開催しているというものを評価いたします。

遺族会や被爆者団体の相次ぐ活動停止や解散はやむを得ないことではありますが、戦争体験や被爆体験を引き継ぐ後の世代を育てる仕事が一層重要になってくるのだと思います。

平和のつどいでは、東村山市と共催で行われた小・中学生による広島訪問事業の報告会もこの中で行われました。何よりも両市が新しい平和の担い手となる人づくりに注力をされているということは特に重要な点であると評価しております。

この項につきましては再質問いたさず、私どもの感じたところを申し上げておきたいと思います。

次に、ジェンダー平等についてなんですが、今回内閣府が初めて若い方の性暴力体験についてアンケートを行ったということなんですが、この内閣府の調査が実施されるに至る経過について教えてください。

○地域振興課長（石川正憲君） 内閣府の調査が実施されるに至る経過についてでございますが、国では、令和2年12月に閣議決定されました第5次男女共同参画基本計画において、性犯罪・性暴力対策の強化の方針に基づき、令和2年から令和4年までの3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間としており、若年層への広報啓発の機会として、毎年4月を若年層に対する性暴力被害予防月間と定めたことや、被害者が相談につながりやすい体制の整備といたしまして、支援拠点の運営の安定化や質の向上の推進、また性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育の充実など、様々な取組を行っております。

今後関係者が様々な若年層への適切な対応や支援を行えるよう、被害実態を分析するため、若年層の性暴力に対する認識をはじめ、若年層に対する性暴力被害の実態及び被害者の支援における課題について把握する必要があったことから、オンラインアンケート及びヒアリングにおける調査が実施されたものと認識しております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） その結果、約4人に1人がこういう性暴力被害の何らかの形で経験があるという結果が出まして、これ非常に重いことだというふうに思います。

私は、今年の第1回定例会でも一般質問の中で女性の相談窓口のワンストップ化というものを求めました。

私どもで実は最近御相談を受けた事例で、これは生活保護受給中の母子家庭の若い母親であります。知人から暴力を振るわれ、顔面の骨折をするような大けがをされたということで対応の相談がありました。この中では、これは生活保護ですから、当然医療扶助ということになるんですけども、暴力を受けた直後の治療についてはこれは当然のことながら医療扶助でできたんですが、第三者行為でありますので、あと2回目以降、具体的に言うと、顔面をけがしているんで視力障害が出るおそれがあったので、その診察を医師から指示を受けたんですけども、市の窓口にお問い合わせたら、それは第三者行為だから自費で診療してもらってくださいと、こういうふうに指示を受けまして、そこで困ってしまって私のほうに連絡があったという経過なんです。

これは結論から言うと、平成28年でしたかね、制度が変わって第三者行為でも届け出れば医療扶助でちゃんとできますよっていう通知がされてたんで、結果的にはそのことがすぐ分かりましたんで、生活福祉課のほうでも即対応していただいて事なきを得たということがあったんですが、私はその中で思ったのが、一つはこの女性が暴力を振るわれて第三者行為で医療を受けるというのは、数としてはそんなに多分ないんですよね。交通事故とか相手に保険があるものだとすぐそこに結びつくんですけども、こういうケースは数がもともと少ないということで、もともとの前の制度で理解していると、たまたま偶然その場で間違えちゃったということはあると思うんです。

私は間違えたことがどうのこうのということじゃなくて、やはりケースが少ないものっていうのは、ぱぱっとさばけないということがありますので、やはりこういった類型的な取扱いができるようなワンストップの窓口がもしあればよりスムーズに行くのではないかと、また今回たまたま1件偶然こういう事例を目にしましたけども、今後も含めてこういったことが時々あるのではないかとということからワンストップ化ということはやはり必要なのではないかなというふうに感じたところであります。

ハード面での整備というのは実際問題いきなり整えるということは難しいんだと思うんですけど、ソフト面ではどのような工夫ができるのでしょうか。

例えば高齢者介護なんかでは、よく多職種連携の会議というのが一件一件について行われますけども、こういった場合で地域振興課や生活福祉課、または子供がいらっしゃるんで教育委員会、こういったところなどと必要に応じた他部署の連携でのケース会議のようなことっていうことはされているのか、またできるのかっていうことについて伺います。

○地域振興課長（石川正憲君） 現在においては、DVや痴漢など性暴力に関するケースの会議等は行っておりませんが、DVの対応につきましては、職員へのDV研修、また職員向けのマニュアル等を作成し、職員の窓口対応における共通認識を持つための取組を行っております。

相談窓口におきましては、被害者の負担をできるだけ軽減できるよう相談等の趣旨を伺い、迅速かつ適切な

支援につながるよう関係機関また関連部署と連携、調整を図り、引き続き対応しているところでございます。

今後におきましても、当事者や支援者の声をしっかりと聞きながら相談や支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 承知しました。

それでは、次に行きますが、痴漢等の性被害の根絶についてということで伺うんですが、これピンポイントにはなってしまいますけども、多様な類型がある性被害の中で、この痴漢犯罪は被害の範囲がとて広く深刻であることが内閣府の調査からも分かりました。特に交通機関など不特定多数の人が密になる場面での撲滅の取組が注視をされます。交通機関各社への申入れや協力しての取組などといったことはあるのでしょうか。

○総務部参事（伊野宮 崇君） 痴漢犯罪の撲滅に関する鉄道事業者等に対する申入れですとか、あるいは連携しての取組でございますけれども、市は痴漢犯罪に関する情報というものを保有しておりません。そして、その実態も把握できませんので、現在のところ、そういったことは行っておりません。

以上です。

○5番（森田真一君） 私個人の経験で申しますと、実はこの痴漢犯罪そのものを直接・間接に目撃した、体験したということはないんですけども、私は冤罪被害者の支援というものを長くやってるものですから、そういった中で、よく聞かれたことあると思いますけど、痴漢冤罪のほうですね、これの関係で冤罪をかけられた方からお話を聞く機会が何度かありました。

その中でよく聞かされたのは、一つは、この痴漢そのもの、もちろん御自身はやってないわけですけども、拘束されて取調べされるときに、軽微な犯罪なんだと。だから認めちゃえば、1万円ぐらい払えばそれで終わりになるから認めちゃえと、こういうふうに勧められて、いろんな事情から心ならずもやってないことを認めなきゃならないというような場面に遭遇する方っていうのは実は結構いらっしゃるんですね。

これはこれで捜査の手法として大変問題があるということで、私どもはそういうことも問題にしたりするんですが、しかし、そもそもっていうことでいうと、こういった痴漢犯罪ということは非常に多いということと、それが非常に軽い扱いをされていると、そこにももとの問題があるということも同時に気がつくわけであり

ます。

そういうことでいうと、改めてこの痴漢という犯罪がいかに影響の大きい重い犯罪であるかということ

を社会が認知をするっていうことがとても大事なのかなというふうに思い至ります。

その例で言いますと、実は今年9月1日に、NHKのサイトの中にあるんですが、NHK事件記者取材noteっていう記事が載っています。この中でこういうものがあります。

「証言 当事者たちの声 まさか私が…弁護士が性犯罪の被害者になって気づいたこと」という内容で、これは満員電車の中で女性の弁護士が痴漢被害に遭ったというその体験記を書かれてるんですけども、この方は弁護士さんで、ふだんは逆に被害に遭った方の支援をする立場で関わっているんですが、いざ自分がこの被害に遭ったら、もう身動きも取れなくなって言葉も出ないという中で、やっと勇気を振り絞って加害者をその場で取り押さえたんだけど、その場で逆襲をされて足などを大けがをされたというケースなんです。幸い犯人は捕まえることができましたけども、犯人のその発言では、非常に軽い、ほかの人もやっているのに何で私がみたいな、そういう理屈にもならないようなことも言っていたという話も書いてありますけど、いずれにしてもそういう……、大けがっていうか、全治3週間ってここでは書いてありますね、全治3週間のけがをしたと

いうんですが、実はこの後がありまして、この方、この体験がPTSDを引き起こしまして、弁護士活動もできなくなってしまう、それから法律の予備校で講師などもしていたんですが、この仕事もできなくなっちゃったと。途中でフラッシュバックをいきなり起こして体が動かなくなる、言葉が出なくなるみたいなこともありまして、キャリアにも大きく毀損をしたというような事例が紹介されております。

この方は、御自身のこの経験から、やっぱりこの犯罪がいかにか被害が大きいのかっていうことを言いたくて、実名もさらしてこのニュースサイトで証言をされているんですけども、事ほどさように大変な犯罪なんだということを社会が改めて認識をする必要があるというふうに思います。

今御回答があったとおり、なかなか市としてはその事象を捉えにくいということはあるんですが、啓発活動ということであると、先ほども御答弁の中にもありましたとおり、やっているということなので、こういったところも含めて様々なツールを駆使して社会にそういうことを呼びかけるようにしていただきたいということをお願いを申し上げて、この項は終わります。

それでは次に、市の水害対策についてなんですが、8月31日に東京都下水道局による空堀川上流雨水幹線整備事業の説明会が行われました。今日いらっしゃる他の議員の皆さんも御参加いただいた方何人かいらっしゃるかと思います。この説明会の中では、上仲原公園から向原西公園との間約2キロメートルにわたって、シーールドマシンにより地下15から20メートルのところでトンネル工事を行い、幹線を整備する計画が示されました。この工事が進む中で、南街、向原、新堀でこれまで起こったような大規模な溢水が解消されるものと期待しております。

初めに、この今回の2キロメートルの幹線の整備工事の概要と、その効果について伺います。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 今回、東京都下水道局により工事が行われます空堀川上流雨水幹線整備の事業の概要についてでございますけれども、立川市、武蔵村山市及び当市にまたがる流域雨水幹線の全体延長約9.5キロメートルのうち、上仲原公園から向原西公園の間の約2キロメートルにつきまして、内径3.25メートルの管を整備するものでございます。

このトンネル等の主要工事のスケジュールは、令和4年度末から令和7年度末までの予定とのことでございます。

流域雨水幹線全体の整備完了までには期間を要するため、今回の工事区間完了後は、整備した流域雨水幹線を貯留管として暫定稼働することで早期の効果発現を目指すとして東京都から聞いているところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） シールド工事の入り口となる上仲原公園の土砂搬出に伴う工事車両の往来や掘削工事に伴う地盤への影響、また工事の出口となる向原西公園が使用できなくなるなどについてその場では質問があったかというふうに思うんですが、これらで当面对応すべきものと考えられるものはあるでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 今回の工事におけます当面对応すべきものとしたしましては、向原西公園などにつきまして使用できなくなる期間がございますため、東京都と連携しながら、市民への周知などについて検討する必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 広域雨水幹線整備は、幹線自体は都が流域下水道事業として施行実施し、幹線へ雨水を流入させるための枝線、枝ですね、枝線及び主要枝線は市が公共下水道事業として実施するものとされておりますが、これらによる市の財政支出のおよその額についてはどの程度になると見込んでるのでしょうか。

○下水道課長（廣瀬 裕君） 流域雨水幹線へ接続するための市の工事費につきましては、市の既設雨水管を接続するための設計は今後実施することとしておりますことから、費用について現段階でお答えすることは難しいものと考えてございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 承知しました。

それでは、土地は転じて北のほうに行くんですが、奈良橋川に架かる村山橋、これは蔵敷交番の西側にありますが、ここでは大雨のたびに道路冠水が起っています。橋桁の幅が狭くなっているためなのか、流水がぶつかっていることもあり、これが一つの要因となっているのではないかと地元での声を聞きます。

これまでの対策はどのようになっているのでしょうか。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 村山橋の対策ということでございますが、まず前提といたしまして、奈良橋川及び都道青梅街道に架かるこの村山橋は共に東京都の所管でございますので、市におきまして直接対応することはできません。

対策の経過について説明させていただきます。

令和元年10月の台風19号、また平成28年8月の台風9号などにおきまして、村山橋やその他の奈良橋川に架かる橋が溢水し、付近の住宅地への浸水被害が発生してございます。

村山橋付近の住民の方々から、市に対しまして、東京都に河川拡幅等の改善の要望をしてほしいとの依頼を受けました。そのため、令和2年2月に東京都北多摩北部建設事務所に相談しましたところ、下流側では河川の拡幅整備を進めているが、村山橋付近は現段階では計画がないため拡幅はできないとのことでございました。

また、村山橋だけを改修しても、現在の奈良橋川の処理能力に限界があるため抜本的な解決にはならず、村山橋で溢水がなくなったとしても別な場所で溢水が起こるおそれがあるとのことで、改良は難しいとのことでございました。

以上のことを受けまして、市におきましては、台風や豪雨時の安全確保のため、川底に堆積している土砂の清掃などを東京都に要請しましたところ、令和2年3月に村山橋下流部分、奈良橋の日月橋上流部分、高木の宮前二の橋の上流部分の3か所の土砂上げ清掃を行っていただきました。そのような経過がございます。

また、東京都におきましては、高木橋上流の河川拡幅整備が進められておりますとともに、本年2月に柳瀬川流域河川整備計画の原案が示されまして、奈良橋川における調節池等の整備が計画されているところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） ありがとうございます。

ここでは、土砂上げ等していただいたときに大分改善されたっていうのも見ておりますし、本当にありがとうございます。また、この柳瀬橋流域河川整備計画の中で調節池の計画も示されるということなんで、また今後いろいろ伺うかもしれませんが、これは大いに期待したいというふうに思っております。

また、土砂崩れが起こった蔵敷1丁目の一本道のところがあるんですが、この路地の奥にある住宅が何軒かあるんですけども、大雨のたびに大量の雨水が斜面から流入してきています。土地の形状や所有状況から自力救済はかなり困難なように思えるんですが、これまでどのような対応をされていたのでしょうか。

○土木公園課長（寺島由紀夫君） 蔵敷1丁目の土砂災害が発生しましたその先には住宅地がございまして、さらにその先に狭山緑地がございまして。狭山緑地に接する住宅地の先端に居住する方から、狭山緑地からの雨水

が自宅内の敷地に浸入するという一方で、平成24年以降、断続的に雨水対策についての相談が市にございました。

狭山緑地からその住宅地までは谷津状、谷状ですね、になっている地形でございます。大雨が降ると住宅地方面へ雨水が自然と流れ出てくるような地形でありますことから、市としてできる限りの対策を実施してきたという経過がございます。

その経過でございますが、住宅地への雨水の浸入を軽減させる措置としまして、1点目としまして、平成24年度に狭山緑地東側斜面から流れ出る雨水を、その下にある市道第682号線の道路沿いに排水溝を設置しました。また、2点目としまして、平成29年4月にその排水溝を越えて狭山緑地内に雨水が入らないよう、その道路境界に沿って止水板を設置し、道路内を雨水が流れるような工事を行いました。

そのような措置を行った後の平成29年10月の台風21号の豪雨時の際も、当該住宅地内に雨水が浸入しました。そのときは、多摩湖周囲道路から狭山緑地内に流れ出る雨水が一定程度あるということが分かったため、その対策としまして、3点目としまして、平成30年7月に多摩湖周囲道路からの雨水がその南側の狭山緑地内に流れ込まないよう、道路内に排水施設を設置し、道路の境界沿いにアスファルト舗装を盛る工事を行いました。

これらの実施によりまして、当該住宅地内への雨水の浸入は相当程度軽減されているものと認識しております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 繰り返し対応していただいているということが分かりました。

実際、こここのところ雨脚が非常に強いことが多々あるものですから、個々にはいろいろ御相談を引き続きしていくことになるのかというふうに思いますけれども、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、公共施設等総合管理計画等と市財政への影響についてなんです。これは第1回定例会、また第2回定例会でも同様のことをお伺いしていますので、これは3回目、続きということで伺いたいというふうに思います。

第1回定例会、第2回定例会では、特に学校施設など、建築系公共施設の建て替え等の費用と維持管理費だけでも60年間で約3,000億円近いお金がかかるという市の話自体が、多くの人が連想するような建て替え費用の話とはまた別で、もしこのまま学校や公民館の事業を今までどおり行えば人件費等、事業費等がかかるから、この際事業自体を縮小しようと、こういう立てつけになっておりました。

また、毎年の財源不足とされる額も、算定の設定の仕方次第で何倍にも変わってしまうということも指摘をしました。多摩地域の他の市の計画を見ても、ここまで話が膨らんでいるものは見当たりませんでした。

以上のようなことを第1回定例会、第2回定例会では申し上げましたが、今回はその続きとして伺います。

今日は特に財政の在り方のところから、その角度から伺いたいというふうに思うんですけども、まず市報に6回連載で、連載企画「子どもたちの未来を守る」が掲載をされました。三世代家族に市の職員が説明をするストーリー仕立てで、少子高齢化が進む一方で、公共施設の老朽化対策に莫大な費用が必要とされるから、これまでにない行革が不可避だという説明をするものでした。解決策は、儉約第一に、市民のより好みをあまり行政に求めないという結論に導かれます。

そこで伺いますが、今議会での他の議員からの一般質問でこの連載企画のことが取り上げられました。これに関する答弁の中で市長は京都市の財政危機の報道を挙げて、東大和市もこのままでは同じようになる、京都市長は国基準や他都市の水準を上回っているものは聖域なく見直したいということを行っているという趣旨の

発言をされました。

これは私は議会では初めて何う話なんです、市長の今後の市の行財政に対する認識を簡潔に伝えたものなのだというふうに理解をいたしました、その趣旨を再度お聞かせいただければと思います。

○企画財政部長（神山 尚君） 今回の連載企画の中で市長が取り上げた内容でございますけれど、今回は将来に向けて必要な改革を行うことで人口減少社会においても市民サービスを維持し向上させていくと、そういったことを述べたものでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） それは連載企画の趣旨ということですよ、連載企画の趣旨ということになりますよね、今のお話ですと。それに沿った御発言だということですよ。そういうふうに理解しました。

この例に挙げられた京都市の財政危機の教訓を当市に生かすには、なぜそのような事態にあるのかということを知ることも必要です。

京都市が一体いつからどのような経過を経てそういう危機を迎えたのでしょうか。財政指標等から見てどのようなことが言えるのでしょうか。

○財政課長（鈴木俊也君） 京都市におけます財政状況の悪化についてでございますが、申し訳ありません、いつからというのは我々が判断する立場にはございません。申し訳ございません。

また、なお、報道によりますと、2000年度——平成12年度には財政調整基金が枯渇し、2005年度——平成17年度からは財源の穴埋めのために減債基金を取り崩したということでございます。

以上でございます。

○議長（関田正民君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時47分 休憩

午後 2時56分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（森田真一君） 新聞報道で見ますと、例えば、ごめんなさい、今の京都の例は程々にしておきますけども、新聞報道で見ますと、京都の財政危機っていうのは具体的な数字でいうとどれくらいかっていうことをグラフにしたものが載っていたんです。それを見ますと、実質公債費比率では、これはグラフだからちょっと数字では書いてないんですが、10%超、それから将来負担比率でいうと約200%、こういう数字が出てまして、今議会の初日で当市の財政健全化法に係る諸指標、この2つの数字が出てたわけですけども、これはいずれもマイナスということでありましたが、仮に当市がこの現在のここに書いてある京都市のような数字になるとすれば、あとどれぐらいの負債額を負っているとか、毎年あとどれぐらいの公債費の支払いがあればそうなるかということというのは計算できるんでしょうか。これは分子分母の関係もあるから、必ずしも単純に将来ということではないと思いますけど、当てはめはできるんでしょうか。

○企画財政部長（神山 尚君） 京都市の事例を取り上げた趣旨は、世界的な観光都市の京都市ですら財政状況が一変すると、そういった事実を教訓として行政運営を進めていきたいと、そういった考えを述べたもので、特に金額の試算というのとは行っておりません。

市長が目指す持続可能な行財政運営とは、時代がどのように変化しても将来市民の選択肢を制限したり奪うことなく現在の市民の要望を最大限に満たしていくことでありますので、京都市の事例を踏まえて、喫緊の課

題であります公共施設の老朽化対策など、将来の備えを着実に進めていきたいと、このように考えております。
以上です。

○5番（森田真一君） 最後、意見というか要望としてまとめておきますけども、これ以上聞きませんけども、この京都市の財政危機論は地元のテレビのニュースでも繰り返し取り上げられておりました。それはホームページからも見られます。毎日放送などでは詳しく伝えています。

全職員の給与カットと職員数削減、市バスや市営地下鉄の敬老パスの削減や運賃の値上げ、保育園の保育料の値上げや保育士らの補助金のカットなどなど。しかし、その原因として、豪華庁舎建設や過大な収支計画による地下鉄建設などのバブル以降の放漫経営による巨額の負債を抱えて行き詰まった末、市民に負担増を転嫁しているということが指摘をされてきました。

今年3月16日付の地元の京都新聞の報道では、豪華庁舎建設の内容を伝えています。

京都市はこれまで工事の個別経費を算定できないとしていましたけども、市議会での共産党議員団の追及によって、庁舎再整備に要した経費の内訳を明らかにしています。完成済みの本庁舎改修工事と西庁舎新築工事を含めた整備費用は159億9,000万円、そのうちの本庁舎地下庁舎と、地下鉄がすぐ目の前にあるんですけども、地下街をつなぐ連絡通路と、それから地下2階のホールは13億1,300万円、来賓をもてなすためとされる本庁舎に設けた和室兼茶室、これは3,600万円、現在最後の北庁舎新築建設が行われている費用は107億円ですが、このうちの4階と押小路通を挟んだ北側の分庁舎4階をつなぐ空中通路、これが15メートルで1億4,000万円を見込んでいます。それから、内装の関連では、西洋風の演壇を再現して、壁面に光沢のある織物を使ったどんす張りという立派なものがあるんですけども、これを復元した本庁舎4階の式典場があるんです。「正庁の間」は1億1,600万円と算定をしています。

市長は、放漫経営の果てに市民負担増を選択する京都市を引き合いに出して我が市の財政危機を説明をしました。私は難しい市財政の話をつまみやすい例え話にするということは、行政としてはとても大事な仕事だと思っています。個々の記述には多少異論もありますけども、市報の連載企画でそのことに取り組んだこと自体は行政側の努力だとも思っております。

しかし、例え話にして持ち出されたものは、事実や決定の過程などはどうでもよくて、結論の市民負担増が正しい答えだと言わなければならないのは、まさに我田引水と言わざるを得ないです。

先ほど、大都市であり観光都市である京都でさえ不測の事態でこういうふうになるんだというお話しましたが、今ほど述べたとおり、そうじゃなくて、コロナとかのせいじゃなくて、もう随分昔からこういうことをやり続けてきたということがこの財政危機を京都の場合は招いていると。そういったことと我が市を一緒にくたにするということはいかなるものなのかということをお願いしたいというふうに思います。

この市長の財政認識を市民が共有する上で京都市を引き合いに出した例え話は道理もなく、これまでの議会の内外でも職員が積み上げてきた説明の努力が全て台なしになってしまうのではないのでしょうか。

そのことを申し上げて、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中 村 庄 一 郎 君

○議長（関田正民君） 次に、8番、中村庄一郎議員を指名いたします。

[8 番 中村庄一郎君 登壇]

○8番（中村庄一郎君） 議席番号8番、中村庄一郎、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず、1番といたしまして、多摩湖を活用したPRと観光事業についてであります。

市の面積の約4分の1を占める多摩湖を活用して地域の活性化を図るようすべきと考えております。

①といたしまして、市内公共施設等に掲出された多摩湖のポスターについてであります。

アといたしまして、経緯について。

イといたしまして、効果について。

②といたしまして、多摩湖を活用した観光事業についての市の取組についてであります。

アといたしまして、現状及び効果について。

イといたしまして、課題についてであります。

2番といたしまして、空家等対策についてであります。

今後の空家等対策にあたっては、高齢化の進展を踏まえた視点が必要というふうと考えております。

①といたしまして、高齢化の視点からの空家等の現状と課題について。

アといたしまして、市の現状について。

イといたしまして、想定される課題について。

②といたしまして、課題を踏まえた対策の方向性についてであります。

以上、再質問につきましては自席にて行わせていただきますので、よろしく願いをいたします。

[8 番 中村庄一郎君 降壇]

[市 長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、多摩湖を活用したPRと観光事業についてですが、市内公共施設等に掲出されました多摩湖のポスターにつきましては、東大和市の認知度の向上等を目的に、関東学院大学法学部と連携して行っております、東大和市魅力「彩」発見ポスター制作事業の第1弾として作られたものであります。「さいはっけん」の「さい」は、「彩」の漢字を使用しております。

経過につきましては、東大和市にとって魅力になるはずの要素が市民の皆様などに知られていないことから、それらの情報を大学生がまとめ、ポスターとして制作することについて、市のまち・ひと・しごと創生アドバイザーである関東学院大学法学部、牧瀬准教授から御提案をいただいたことによるものであります。

次に、多摩湖のポスターの効果についてですが、大学生の発想で作られたポスターの選定の様子がケーブルテレビで放映され、またポスターがテレビや新聞などで紹介されたことにより、多摩湖が東大和市にあることについて理解いただくこととともに、東大和市の認知度の向上等につながったものと考えております。

次に、多摩湖を活用した観光事業の現状と効果についてですが、現状といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、多摩湖を活用した市のイベントは実施できておりません。また、当市も参加する狭山丘陵観光連携事業推進協議会においては、コロナ禍における事業について、多摩湖を含む狭山丘陵の魅力発信につながる観光連携を検討しているところであります。

現在は、多摩湖が描かれたデザインマンホール等が掲載されている東大和市マンホール設置マップや観光マップなどにより多摩湖の魅力発信に努めているところであります。

多摩湖を活用した観光事業の効果としましては、訪れた方が多摩湖の魅力を感じ、それをインスタグラムな

どにより全国へ発信することで多摩湖の魅力が広まる効果もあると考えております。

次に、多摩湖を活用した観光事業の課題についてであります。これまで実施してまいりましたイベントを通じて、訪れた方に四季折々の多摩湖の景色や風景など多摩湖の魅力を伝えられたものと認識しております。

今後は、コロナ禍における事業の実施に向けた検討や、多摩湖とその周辺の観光資源の発信が課題と考えております。

次に、高齢化の進展を踏まえた市の空き家の現状についてであります。現在当市の空き家率は近隣市と比べて低い状況にありますが、今後さらなる高齢化の進展や高齢者単身世帯の増加などが見込まれることから、こうした動向を見据えた対策が必要になるものと認識しております。

次に、高齢者の進展に伴い想定される課題についてであります。今後所有者等の高齢化と住まいの老朽化が同時に進んでいくことが予想されるため、空き家になる前の段階から住まいの適正管理に取り組んでいただくことなどが課題であると認識しております。

次に、課題を踏まえた対策の方向性についてであります。所有者等による空き家等の適正管理を推進するため、住まいの適正管理に関する情報発信、関係団体等と連携した相談支援などに関して、必要に応じた親族の方との情報共有などについて取り組んでまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○8番(中村庄一郎君) 御答弁ありがとうございました。

今の多摩湖の湖底には、かつて村がございました。また、家が多摩湖に近いこともあって、小さい頃にはよく多摩湖の近くで遊び、自分といたしましては多摩湖に強い思い出がございます。現在東京都民の水がめになっていて、柵があって入ることはできませんけれども、東大和市の面積の約4分の1を占める多摩湖は、東大和市をアピールすることができる貴重な地域資源であるというふうに考えております。

東大和市の活性化を図るためにも、この多摩湖をもっと活用してほしいというふうに思い、この質問を取り上げましたが、東京都の水がめということ、また都の管理ということで、ちょっと私もまだここまで調査や研究、こちらのほうが少ななかなか進まない部分もあったりいたしまして、今回はこういう質問にさせていただきながら、今後例えばイベント事業の関係の企画ですとか、あと東京都への要望等も含めてまた今後改めてお伺いしたいというふうにも思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

実際に、市の面積の4分の1を占める多摩湖が東大和にあるということが認知されていないということに、私もそういう思いをすることが多々あります。市内公共施設等に「すみません 多摩湖は東大和のものです」というキャッチコピーと多摩湖のポスターが掲出されておりました。大学生と連携した東大和市魅力「彩」発見ポスター制作事業とのことでありますが、多摩湖のポスターに関連して何点か質問をさせていただきます。

まず、東大和市魅力「彩」発見ポスター制作事業の第1弾の事業として多摩湖のポスターを制作したとのことですが、第1弾が多摩湖となった理由は何なのか、また東大和市魅力「彩」発見ポスター制作事業の第2弾以降の内容はどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

○総合戦略推進担当課長(田代雄己君) 東大和市魅力「彩」発見ポスター制作事業につきましては、まち・ひと・しごと創生会議の中で委員から、多摩湖が東大和にあるということが認知されていないという趣旨の発言があったことをきっかけとして事業提案されたものであります。

この多摩湖に関するその発言がきっかけだったことありまして、第1弾のテーマは多摩湖となったもので

あります。

また、第2弾以降の内容についてでありますけれども、この魅力「彩」発見ポスター制作事業につきましては、令和4年度に5つのテーマについて大学生にポスターを制作していただくこととしております。

第2弾のテーマにつきましては、旧日立航空機株式会社変電所で、既に市長の選定が行われまして、8月の平和月間に合わせまして公表しているところでございます。

また、第3弾以降のテーマにつきましては、現在検討中というところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

私自身も多摩湖が東大和にあることが認知されていないと思うこともありますし、少し地方に行ってみたりなんかしますと、東大和市と言ってもなかなか分かってもらえないような経験をしておりまして、非常に残念な気持ちになっていることがございます。

実はこの中に、隣の市の、何か全国的にわたっている歌の中に「庭先きや多摩湖」という言葉がございます。その言葉が全国的に広がっちゃっておりまして、「庭先きや多摩湖」ということですので、東大和の庭じゃないという、要するに庭先ですよ。ということがありまして、そちらの隣の市のものであるというようなやっぱり認識があられるようなこともあるようなんですね。

ですから、どんどんと宣伝をしてほしいと思いますけれども、今回の多摩湖のポスターを作った意図というのはどんなところにあるのか教えてください。

○総合戦略推進担当課長（田代雄己君） 多摩湖のポスターの制作のテーマということで設定しておりますけれども、この多摩湖が今おっしゃったように東大和市の区域内にあって、また市の面積の4分の1を占めている地域資源にあるにもかかわらず、他県や他市にあると認識している方も多いのではないかとということで、多摩湖イコール東大和という印象を持ってもらうようなポスターを制作していただくこと、また多摩湖の魅力を伝え、定住人口の維持につながるようなポスターにさせていただくということをテーマに設定して作っていただいたということでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 多摩湖のポスターの制作のテーマが多摩湖イコール東大和という印象を持ってもらえるようなポスターということですが、テーマの視点としてはよいというふうに思います。

そのテーマで大学生からポスターの提案があったようではございますけれども、多摩湖のポスターの選定の方法はどのような方法であったのか教えてください。

○総合戦略推進担当課長（田代雄己君） 多摩湖の今申し上げましたテーマに沿いまして、大学生の視点で制作された作品が11作品提案されました。行政の枠に捉われないものもありましたけれども、その中から「すみません 多摩湖は東大和のものです」というポスターを市長が選定しました。選定理由としましては、東大和市の奥ゆかしさ、ゆったりとした雰囲気合っているということでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） これは私の感想になるんですけれども「すみません 多摩湖は東大和のものです」というキャッチコピーを見て、私自身は多摩湖に強い思い入れがあるせいか、正直に言うと「すみません」ではなくて、もっと大胆に主張してもよかったのではないかなというふうに思っております。でも、その一方では、大学生が一生懸命に東大和のことを考えてポスターを作ってくれたんだというふうに、誠にありがたいなど、

これはよいことだなというふうには思っております。

今年度の事業はこれからも続くようなので、大学生の若々しい発想を期待したいと思います。

それでは次に、効果についてであります。

多摩湖のポスターが新聞やテレビで紹介されたということでもありますけれども、取り上げられた具体的な事例が言えるのであれば教えてください。

○総合戦略推進担当課長（田代雄己君） 把握できているものとしましては、新聞では読売新聞で紹介されました。また、インターネットでは読売新聞オンラインというものや、時事通信社の時事ドットコムニュースなどで配信されました。また、ケーブルテレビのジェイコムの「ジモト応援！つながるNews」では、ポスターの選定の様子が放映されました。また、最近では、日本テレビの「しゃべくり007」というゴールデンタイムの番組でも多摩湖のポスターが取り上げられました。それがきっかけでインターネットの検索サイトでも紹介されているような状況でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。

私も日本テレビの番組を2回ほど見させていただきました。市長さんが出てこられて、さもうちのほうの庭先だっということを言われてるような場面もたしか見させていただきました。そういうようなこともたくさんあるようでございます。

ですから、できればもう少し大和のことを主張できるようなことがたくさんあったほうがもっといいのかなというふうに思っております。多摩湖のポスターがまたその中で偶然であるかもしれませんが、なかなかふだんでは取り上げてもらえないようなマスメディアに取り上げられたのはよかったというふうに思っております。市の評価としてはどうか、その点をちょっとお伺いしたいと思います。

○企画財政部長（神山 尚君） 人口減少の抑制を図るための一つの方法として、東大和市のことや東大和市の魅力ある地域資源を多くの方に知っていただくことは大切なことと考えてございます。そういう面では、牧瀬アドバイザーの提案をきっかけに始まりました東大和市魅力「彩」発見ポスター制作事業で作られた大学生の視点による多摩湖のポスターが新聞やケーブルテレビで取り上げられ、また今回は特にテレビでも紹介されたことよって、多摩湖が東大和市にあることや、東大和市の認知度の向上に大きな効果があったものというふうに考えてございます。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 多摩湖のことが全国の方の目に触れたと思うと、とてもよかったというふうに思っております。一方で、もっと多くの方々に多摩湖のよさを知っていただき、来ていただきたいというのも思っております。

引き続き、東大和市のシンボルともいえる多摩湖を使った情報発信を行ってほしいというふうに考えております。

また、魅力「彩」発見ポスター制作事業は今年度まだ続いていくようなのでありますから、行政では伝えられないような大学生の視点で地域資源の紹介をしてもらい、東大和市のことや市の地域資源の認知度のさらなる向上につなげてほしいというふうなことを要望して、次の質問に移りたいと思います。

次に、多摩湖を活用した観光事業についての市の取組ですけれども、先ほど市長答弁では、コロナ禍によりイベントが実施できていない状況とのことでしたが、近隣のイベントの開催状況など、つかんでいるものがあ

りましたら教えていただきたいと思います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 近隣のイベント開催状況についてであります。小平市、東村山市、国分寺市の市民祭りは、新型コロナ感染拡大の関係から今年度は中止と発表されております。また、お隣の武蔵村山市の「デエダラまつり」につきましては、これまでの会場を変更することや、祭りの内容も縮小するなど見直しを図りながら現在開催を検討しているというふう聞いております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。確かにあちこちのイベントが中止になっているようです。

今このところ数年見ますと、二、三年はちょっとこのところでイベントができないような状態。ただ、他市の状況を聞いてみますと、イベントやる人って、お願ひする人って大体決まっちゃってるんですよね。一つのイベントじゃなくて、市内のイベントにいろんなところに参加してくる人なんですよ。だから、そういう人にとっては少し削減されてきたところなんかは、少し気楽でいられる部分もあったりなんかすることもあるのかもしれない。でも、そうなってくると今度、だんだんだんだんイベント自体の状況が落ち込んでしまうということになって、イベント側の開催が今度難しくなっちゃうんだと思うんですね。各市も思うようになかなかできてこない状況がございました。よく分かりました。

また、今月あたりは大和の中でも狭山丘陵に近いほうのいろんな神社とかお寺とか、いろんなものがございますけども、その中でもなかなかコロナ禍によって神社の例大祭ですとか、そういうこともだんだん縮小だとか、中止だとかっていうことも出ているようです。

私の地元の豊鹿島のほうでも例大祭を神事だけにして、あとはただ今回はみこし保存会の渡御だけは、みこしだけは市民の皆さんに見てもらおうように出してくださいということで、渡御を台車に乗せて地域内を巡行をさせていただくようなことにはなっているようです。

ただ、そんな中において、東大和市のシンボルともいえる多摩湖を活用した取組として、パンフレットの配布など継続してやっていただけるとのことですけれども、改めてもう少し詳細にお聞かせをくださいと思います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 多摩湖を生かしたPRについてでございますが、市役所1階観光コーナーに多摩湖が掲載された東大和市観光マップ、デザインマンホール設置マップ等を配置しており、市民ロビーの受付窓口で待たれている間に手に取って読まれており、お持ち帰りになるなどしていただいております。

デザインマンホールカードの平日配布につきましては、令和4年4月から産業振興課窓口に変更いたしました。来庁者へのマンホールカードをお渡す際に、デザインマンホール設置マップ等に併せて観光マップなどを配布し、多摩湖を含む東大和市について直接PRさせていただいております。特に今年の7月、8月は産業振興窓口親子で来られる方々が多く、マンホールカードやマップを夏休みの自由研究に活用すると伺っております。

イベントはできない状況ですが、多くの方々の目に留まるような形で、マップなどの設置や、窓口では直接多摩湖を含む市のPRに努めているところでございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。市での取組はよく分かりました。

あと、一方では多摩湖はもっと対外的にPRする必要があるのではないかというふうに思います。

市以外でパンフレットの配布など行っている事例があったら教えていただきたいと思います。

○議長（関田正民君） ここで5分間休憩いたします。

午後 3時25分 休憩

午後 3時28分 開議

○議長（関田正民君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 多摩湖のPRについて、他の自治体との連携についてでございますが、令和3年5月にオープンしました所沢市観光情報施設YOT-TOKO、こちらの観光情報コーナーへ東大和市の観光マップを配置させていただいております。また、JR立川駅エキュート内にあります東京都観光情報コーナーでは、令和3年12月に1か月間、特設コーナーをお借りして東大和市のPRをさせていただいており、今年度もPRに向けて現在調整をしております。また、令和4年6月に開設されました立川市魅力発信拠点施設コトリンクへ多摩地域に関する書籍や市の観光マップ等を配架させていただいております。

担当課といたしましては、市外の方々などに多摩湖を知っていただくため、引き続き情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。イベントがなかなかできない状況の中で、様々な形で多摩湖のPRをしていただいていることがよく分かりました。

多くの方の目に留まるようなPRもぜひ継続して取り組んでいただきたいですし、窓口ではぜひお一人ずつ丁寧に東大和市のよさを伝えていただくことを職員の皆さんにはお願いしたいと思います。

それでは、次の課題について再質問をいたします。

コロナ禍による事業の実施に向けて検討されているという御答弁でありましたけれども、現状について、もう少し詳細について教えてください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 狭山丘陵観光連携事業推進協議会は、当市を含む狭山丘陵周辺の5市1町3事業者から構成され、平成31年度に観光客の誘客促進を図る目的として、狭山丘陵観光連携プランに基づき、記念イベントとして令和元年12月に多摩湖を含む狭山丘陵の魅力を発信するSAYAMA HILLS RIDEを実施いたしました。現在は協議会におきまして、コロナ禍における事業について検討しているところでございます。

そのような中、令和4年5月、協議会の構成団体である都立狭山公園が主催するイベントに東大和市も参加し、観光ブースでは、来園者に直接多摩湖を含む観光マップなどの配付をすることができ、東大和市のPRを行ったところでございます。

今後は、11月3日に開催予定の都立狭山公園主催イベントに参加し、多摩湖を含む東大和市のPRをしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○生涯学習課長（高田匡章君） 生涯学習課が所管をいたします多摩湖を活用したイベントといたしまして、多摩湖駅伝大会がございます。

多摩湖駅伝大会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、平成31年度から令和3年度まで中止を余儀なくされたところではございますが、現在令和4年度の実施に向けて、多摩湖駅伝大

会実行委員会におきまして、多摩湖堤体強化工事の影響に伴うコースの変更を含めまして、実施方法等具体的な検討を進めているところであります。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ありがとうございます。ぜひ検討をお願いしたいと思います。進めていただきたいと思います。

これまで多摩湖周辺に目を向けると、いろんな事業があったようでございます。特にまた狭山丘陵のほうは、多摩湖の周りにはいろんな事業なんかも見かけるようになってまいりました。これまで多摩湖周辺に目を向けておきますと、平成28年9月に実施されましたトレジャーハンティングというイベントが豊鹿島神社周辺で行われました。多くの方が東大和市へ来られていたのを記憶しております。また、平成29年には郷土博物館において「写真で見る多摩湖竣工90年」という企画展示、これが郷土博物館で行われ、多摩湖のPRにつながっている企画であったというふうに記憶しております。

また、さらに公益財団トトロ財団が平成28年にトトロの森40号地ということ、それから平成30年に47号地がトトロのほうで取得されております。この場所は、過去に芋窪緑地と、今でも芋窪緑地と言うのかどうか、芋窪緑地と言われてました芋窪2丁目の1910号先ですね、武蔵村山市との市の境界にあります。こちら財団の方々とボランティアの方々、ボランティアも芋窪の西自治会の組合の方々が清掃活動をしているということも拝見しております。こちらのトトロ財団のところも非常に山から、その土地から見ますと、武蔵村山市の夜景がきれいに映り出てくる場所なんですね。ちょっと残念なことに住宅がちょっとそばにできておりますけども、そういうところなんかもこれからのいろんな意味での観光の名所になっていくのかなとか、あとは狭山緑地で全てこういう傾斜になっておりますので、大和の夜景がきれいに見えるようなところも、豊鹿島の脇のほうにもそういうところもございまして。また、郷土博物館の屋上やなんかでも、夕方になるとあそこへ上がってみるとやっぱり上北台のほうとか、そちらのほうも拝見できるように思っております。

ああいうところですから、また裏も狭山丘陵になっておりますので、例えば定期的に中学のブラスバンドとか、そういう方々も随分活躍されておりますので、そういう方に提供していただいて、上北台駅からこちらの方に向かってこられるような、何かそんなふうな観光の形をつくられてもよろしいかなというふうには思っております。

まだ幾つかいろんな提案させてもらうようなことも多々あるんですけども、ちょっと水道事務所のほうともまずはよく検討させてもらうとか、例えば桜なんかも、3月にはきれいな貯水池も、昔からよく私たちが花見だなんていうと家族といろんな組合だとかので花見をさせていただいたりしてもまいりました。

あと、湖を使ったってなると、そういうあれだと宮沢湖なんかも、昔は私なんかは若い頃は宮沢湖へ行っているか、女性と2人で行く、昔は別れの宮沢湖とかって言われたなんていうこともありましたんですけど、今はムーミンのあれですか、そんなのなんかで小さい子供たちなんかも連れていったりしたこともございました。

あとは、湖でも人力飛行機ですか、そういうような大会なんかもこの間テレビでやっていましたね。そういう湖もございまして、ただ多摩湖は東京都の水がめということでいろいろ条件が重なっております、面白い企画ですとレガッタですね、風もあまり入ってこない、レガッタのレースだとか、そういうのを大学生とか何とかにあれしてもいいのかなと思います。あとはジェットスキーですね、こちら今も油が直接流れないで水に中和しちゃ油なんかもあるようなので、いろいろ水に影響しないとかっていうのもあるようでござい

ますね。

あとは、例えば今たまに見かけるんですけども、結構車椅子を利用される方が多摩湖の周辺の自転車の周遊道路のところで練習に来ておられる方がいます。車椅子レースなんかに出られる方みたいで、ですから、そういう企画も何か今後してみるのもいいのかなと。周囲を全部使うんじゃないなくて、一部利用して、ちょっとそれは保安上の問題もいろいろあるというふうなことも、前に昔、企画していろんな話も出してみたんですけど、それもなかなか話が通らない部分なんかもございました。

あとは、先ほど言った桜祭りなんていうのは非常にいいのかなと。ただ、季節柄ですよ、3月になると、4月にたしか、うまかんべえ〜があつたりとか、いろんなイベントの状況を考えますと、ああこの時期に大和もこういうあれもあるんだな、あれもあるんだなとか思いながら、まだ、申し訳ありません、この話をしながらも私の中でもいろいろあれしてなくて、東京都のほうともよく話をさせていただいて、またそういう要望なんかも、あとは例えばクリスマスマーケットですね、地方で大分クリスマスマーケットもやっているようでありますね。西武園か何かとコラボか何かしながら、堤防を使ってクリスマスマーケットとか、あとは渡ってこっち側の、昔青年の家とかあった駐車場の辺で商工会の商業部会とかというのとコラボで、そういうところでクリスマスマーケットとか、ただこのクリスマスマーケットも、クリスマスのときは家族で過ごしたいという方がおまして、海外でもそうみたいですけども、1か月ぐらい前にやろうかなという、11月には今度やっぱり大和でもいろんなイベントがあるということもあまして、いろいろ検討していただきながらというふうにも思っております。

それで、改めて多摩湖でのイベントを実施する場合は、東京都水道局等の対応についてちょっとお伺いしたいと思います。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 多摩湖を管轄する東京都水道局との関わりについてでございますが、現在は東京都水道局水源管理事務所、羽村取水管理事務所が担当されております。多摩湖を活用するイベントにつきましては使用申請に当たり調整窓口となることから、担当者と連絡を取ることができる状況でございます。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） ぜひ検討をお願いしたいというふうに思います。

また、多摩湖など観光資源の情報発信について、SNSを活用してもっと積極的に発信してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 情報発信につきましては、令和4年4月からうまべえインスタグラムを開設し、現在は毎週1回のペースでうまべえが東大和に関する話題を投稿しております。今後は多摩湖の情報発信などを組み入れてまいりたいと考えております。

また、市民の方々などが発信されているフェイスブックやインスタグラムにおいて、東大和の景色、身近な話題などを発信されておりますことを認識しております。様々な方々に多摩湖や東大和市を取り上げていただけるように今後も情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） いろいろと様々ありがとうございました。多摩湖、またあとは堤防、貯水池とあって、幾つかこういう言葉になってきちゃうんですけども、よく堤防渡って所沢の市内のほうまで歩いていったこともしました、父親に連れていかれて。そうすると、所沢のいろんな施設みたいところを歩いたりなんかもして、あそこのところには、また堤防のところには慶性門というのもございますね。こちらも今そのままに

なっているようですが、あれも多摩湖の移転であそこへ移された跡ですね。

過去には、あの慶性門、山口観音で、うちのほうで買い取って、あそこを一つの門として形をつくって、中で観光行政みたいなこともするつもりでいらしたようなことも聞いております。なかなかただ、文化財として大和でもあれを残していくということがございまして、あのままの状態になっているようでございます。

そのときに、周遊道路の周りで幾つか東京都が小さい土地、その周辺にくっついている土地を民間に売ったんですね。そのときに、山口観音さん辺りでも観光をとということで、それを買い求めたりなんかして、いろんな事業の、あそこはユネスコ村というのがありまして、そこも山口観音さんの土地でありましたので、西武に貸してあったということで、それを売って、今ちょっといろんな観光の關係のことも少しやっているようでございます。

ですから、周囲ではいろんな形のもが少しずつ出ているんですよ。そういうものも含めて、これからいろんな形で考えられるのかなというふうには思っております。

また、私の子供なんか小さい頃、今はもう、これから土手みたいのがなくなっちゃうみたいですけども、堤防の、あその芝生に寝そべって、夏は西武園の花火を見る、夕方にはばらばらばらばら子供を連れて歩いていたりいたしました。また、下貯水池っていうのかな、そちらのほうでは西武園なんかもある關係で、あそこにはカフェがありました。居酒屋さんというのが2軒ありました。そういう時期になりますと、昼間からあそこでお茶を飲んでる方もいらっしやいまして、夜は夜でいろんな飲み会ですとか、そんなこともできるようなこともございました。そういうような展開もなかなかしていけるとよろしいかなというふうには思っております。

冒頭に申し上げましたけれども、これまで多摩湖が東大和にあるということの認知があまりされてこなかったふうに思っております。このコロナ禍において、イベント実施の難しさは非常にあるというふうに思いますけれども、検討をぜひお願いをいたしたいと思っております。

また、コロナ禍だからこそ、対面ではないSNSなどの情報発信活用も積極的に図っていただいて、ぜひ東大和市にあるこの多摩湖の魅力を広げてほしいというふうに思います。

また、現在堤防の工事が行われております。この状況も進展を見ながらいろいろ研究しながらいろんなイベントも考えておかれるとか、今後の状況もどんなふうに進めていくのかということもまた一つ御検討いただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

続きまして、空き家等対策についてであります。

住まいというのは、人々の生活を支える基盤であるというふうに考えております。私も地域の高齢者の方から住まいに関する相談をお受けすることがございます。高齢化が進展する中であっては、今後住まいの安全・安心の確保の重要性が高まっていくものというふうに思われます。

その一方で、高齢者の方々の中には、現在住まいに関する課題や将来に向けての課題などを抱えつつも、気力や体力が追いつかず対応が難しい方や、また人間關係が希薄になってきていることなどによりまして、誰に相談してよいか分からないといった方も少なくはないというふうに考えております。

また、事業者や専門家への相談への必要性を感じながらも、なじみがないため相談するにも不安があるといった声も聞かれております。

現在市において空き家等対策計画の策定を進めているというところだと思いますけれども、その検討に当たっては、高齢化の進展を踏まえた視点が一つのポイントになるのではないかと考えております。この質問

を取り上げさせていただきます。

初めに、日頃市民の方々から市に対し近隣の住宅や空き家等の管理に関する相談が寄せられていることというふうに思いますけれども、どのような内容であるのかお伺いをしたいと思います。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 住宅や空き家などの管理に関する近隣住民からの相談内容でありませんが、令和3年度につきましては延べ53件の相談がございました。内訳としましては、多い順から、雑草及び樹木の繁茂に関するものが26件、害虫や害獣に関するものが14件、家屋や附属物の劣化に関するものが11件などとなっております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 今冒頭に、地域の高齢者の方々から住まいに関する相談をお受けすることがあるというふうに申し上げましたけれども、内容としては、所有されてる空き家の維持管理ということよりは、御自宅の維持管理に関する相談が多いように感じております。例えば今答弁の中に出てきました雑草及び樹木の繁茂とか、害虫や害獣に関するものとか、あと家屋や附属物の劣化に関するもの、このところ数件頂いております。御高齢の独り住まいの方、80代の方、自宅の修理、雨どいとか、あと屋根とか、十数年手がけていないので、そろそろ手がけないとというあれはあるんですけども、どこへも頼めるそういうあれがないということで私のところへ来られました、誰かお願いしたいということもございました。

あとは、要するに繁茂ですね、雑草の繁茂、こちらなんかも、雑草というよりも庭ですね、庭の手入れのようなこと、要するに樹木が大きくなっちゃっているんだけど、植木屋さんを紹介してくださいとか、私が行って切ったりなんかするようなことも場合によっては、簡単なもので分かれればしたりなんかもさせてもらったりなんかもするんですけども、なかなか難しいのは、御高齢の方の独り住まいですと、水が漏れているんだけど、何の水漏れだか分からないみたいなどころもあるわけですね。ぜひ水道屋さんをみたいなのを言われても、水道屋さんへ言っても、下水道のほうか何かの水漏れかもしれないということがあるんですね。場所によってそれが、私なんかも御紹介するのは、じゃ大工さんに行ってもらおうとって、大工さんに行ってもらったり、そうすると大工さんですと、ああこれは下水道のほうだ、これは水道のほうだとかとって、やっぱり場所や状況によってよく把握できたりなんかされるんですね。

あとは、少し前にいただいたのは、九十何歳というお独り住まいの方で、本人じゃなくて御近所の方なんですよね。もうちょっと御近所の方が大変そうだし、何とかしてあげなくちゃみたいなのことで私のところに電話がかかってきましたけれども、私のほうですぐ段取りを取ったんですけども、その後、少したないうちにすぐまた返事が来まして、御本人がわけの分からない人が来てもらっても困るみたいなの感じがございまして、なかなかこのところに対応の仕方がやっぱり難しいところがあるんですね。うかつに私なんかが一人で顔なんか出しますと、どこの誰が来たか分からないところで、やっぱりそういうのをあれしたみたいな話になってしまう可能性があるんですね。

ですから、やっぱりこのところはしっかりと市のほうでも窓口でもつくっていただくようなこともしていただいたりして、そういう対応をしていただいたほうが、あとまた個人情報の問題なんかもありますので、このために、住まわれている段階からぜひ適正管理に取り組んでいただくことがポイントになるかというふうに思いますけれども、その点についての認識をちょっと伺いたいと思います。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 今後所有者等の高齢化と住まいの老朽化が同時に進むことにより、適正管理に要する負担が増大していくものと考えられます。空き家になる前や、空き家が管理不全に陥る前な

ど、早期の段階から適切な維持管理に努めていただくことにより将来の負担の軽減をするとともに、特定空家等の発生を抑制できるものと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 先ほども申させていただきましたように、経験上、高齢者の方々の中には、住まいの適正管理の必要性は認識しているながらも、相談相手がなかなかいなかったり、相談の機会が少なかったりするということも聞かれています。また、高齢者の方への働きかけの工夫として考えられることがあればお伺いをしたいと思います。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 高齢者福祉・介護等の関係部署との情報共有を図るとともに、介護・福祉分野の関係団体を通じた周知啓発などにより、高齢者の方々が抱える住まいの課題に対応できるよう連携体制の構築について検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 住まいの所有者の方々の高齢化によりまして、入院とか入所などを契機といたしまして御自宅が空き家になることも考えられます。また、高齢の所有者の方々に対し事前の備えをしていただくことも大切なことというふうに思われますけれども、どのような情報を周知啓発することが効果的と考えられるのか伺いたしたいと思います。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 高齢の所有者の方々に事前の備えをしていただけるよう、成年後見制度、民事信託制度、不動産を対象とした融資制度などの財産の管理や承継に関する制度を含めた情報提供について検討するとともに、必要に応じて御家族や御親族への情報提供についても併せて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○8番（中村庄一郎君） 高齢化の進展を踏まえた空き家対策等の方向性について様々なお話を伺ってきました。情報発信や相談支援などの取組に当たり、連携という視点についてもお話があったところですけれども、今後の空き家等対策に当たっての市長の御意見を伺えればと思いますが、よろしく申し上げます。

○市長（尾崎保夫君） 住まいや空き家の所有者の皆さんの課題や意向が多岐にわたる中、空き家等対策につきましては所有者の皆様をはじめ、市民、そして民間の関係機関の皆様と連携して取り組むことが重要であると考えております。

今後の空き家等対策に当たりましては、多様な主体との連携、民間機関との適切な役割分担などの視野を踏まえながら、引き続き検討していきたいと考えております。

以上です。

○8番（中村庄一郎君） 市長どうもありがとうございました。

特に高齢者の方々にとりましては、市が連携した団体や機関などであれば、例えば商工会ですとか、市内の建設組合ですとか農協さんですとか、いろんな関係の市内のそういう方々があると思います。そういう方々の形であれば安心して相談ができるのではないかとというふうに考えております。

また、こうした相談体制のほか、住まいや空き家に対する制度や市の助成制度については、周知の時期、方法、内容を工夫することでより効果が発揮されるものと思われまます。特に高齢者の方なんかは時期的なもの、月のどれぐらいにこういうものを申込みを受け付けますよとかというふうに期限を区切っておくと、そろそろこの時期が来たんでそろそろ屋根を直してもらおうかなとか、そういうことでいろいろアプローチができてく

る、またそれが周知されてくると、そういう形で利用される方のほうが多いかなというふうに思います。また、受けるほうでも、ああそろそろこの時期だという形で、またなければまた発信も、いかがですかということができると思うんですね。ですから、そういう意味ではより効果が発揮されるものというふうに思います。

庁内の関係部署とも連携していただいて、効果的な周知の在り方についても併せて検討いただければというふうに思います。

最後になりますけれども、市におきましては、これからの視点をも踏まえながら空き家等対策計画の策定を進めていただくことを要望いたしまして、本定例会における私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議長（関田正民君） 以上で、中村庄一郎議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（関田正民君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（関田正民君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

明日7日から9日、12日から16日及び20日につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（関田正民君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 3時59分 散会